

令和3年第4回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和3年12月3日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 12月3日 午前10時10分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 森本弥寿則 協働推進担当参事 北谷隆範
総務課長 戸毛祥博 政策戦略課長 小西修司
協働のまち推進課長 山本剛 町民税務課長 藤本和彦
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 森脇登志男
農林振興課長 中尾勇 産業観光課長 辻中哲也
教育次長 上林勝則 生涯学習課長 紙森智章
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 坂本やよい 主査 中出敬子
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 議長の諸報告について
日程4 承第10号 令和3年度吉野町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の

承認を求めることについて

日程 5 議第 40 号 吉野町立学校給食費の管理に関する条例を制定することについて

日程 6 議第 41 号 吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて

日程 7 議第 42 号 吉野町立学校設置条例の一部を改正することについて

日程 8 議第 43 号 吉野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

日程 9 議第 44 号 吉野町学童保育に関する条例の一部を改正することについて

日程 10 議第 45 号 吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

日程 11 議第 46 号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて

日程 12 議第 47 号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体の数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

日程 13 議第 48 号 令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 8 号について

日程 14 議第 49 号 令和 3 年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号について

日程 15 議第 50 号 令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について

日程 16 議第 51 号 令和 3 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 3 号について

日程 17 要望等

日程 18 一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野 木 議 長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回吉野町議会定例会を開会いたします。

本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。本定例会においては、長時間の密閉空間を避けるため、適宜、休憩をとり議場の換気を行います。会期中はマスク等の着用、飲物の持込み及び飲用についても従来どおりといたします。また、発言時には、飛沫感染防止の観点から登壇しての発言以外は、自席にて着席のまま行っていただきますようお願いいたします。傍聴人の方々にも、本町議会傍聴規則の一部を適用除外し、マスク等の着用、飲物の持込み及び飲用についても同様といたします。傍聴人の方をはじめ、町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

4番 下中一平議員、5番 山本義史議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりします。

本定例会の会期は、本日より10日までの8日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より10日までの8日間に決定いたしました。

開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中 井 町 長

おはようございます。

開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

令和3年第4回吉野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方にご出席賜り誠にありがとうございます。

本定例会に上程させていただきます議案は、専決承認が1件、条例制定が1件、条例改正が6件、規約変更が1件、補正予算（案）が4件でございます。慎重審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、コロナの感染状況も10月、11月と若干感染者が少なくなり、社会経済活動と感染対策をしながら活発に動いてきたところでございます。ただ、また新しい変異株「オミクロン株」というのが、日本国内でも発生しだしております。そのような中でこれから3回目の接種を迎えようとするところでございますけれども、そういった形での対応が行政としてもこれから進めていかなければならない状況でございます。

特に検査体制の強化が必要になってきており、大阪府では早期発見、早期隔離ということで、関空で陰性になられた方全員に「抗原検査キット」を配布するとかそういった形でのこれからの新しい変異株に対する対応が求められているところでございます。本町におきましてもしっかりと基本原則である早期発見、早期隔離、そしてまた感染対策をしっかりとしながら第3回目のワクチン接種にも備えてまいりたいと思います。

そしてまた本日も早朝から山梨県また和歌山のほうでも震度5弱の地震が発生しております。いつ起きるかわからないこういった災害にも対応できるようにしっかりと努めてまいりたいと考えております。この機会に行政報告をさせていただきます。

9月の定例会以降の行事、皆様方のお手元に配付のとおりでございますが、主なものを説明させていただきます。

10月3日、「くにすの杜はじマルシェCVY収録」という形で、これも国栖小学校跡地利用の活用ということで、この日にオープニングの予定でしたけれども、コロナの感染状況によりイベントが中止になりました。ただ、CVY収録、学びの学舎から杜へということで、キャンプ場も含めて新たな人が集う場所として、これから活動していくということで非常に楽しみにしているところ

でございます。

そして10月7日でございます。7日、8日「全国南朝の歴史資産等所在町村活性化協議会総会・講演会」翌日は「大杣公園祭」という形で、福岡県八女市のほうに行かせていただきました。こちらのほうも2019年に16団体「南朝ゆかり」吉野町は後醍醐天皇の御陵があったということで、会長を務めさせていただいておりますけれども、こちらのほうの総会で昨年も予定しておったんですけれども、コロナの状況で行けなく本年度は八女市のほうに行かさせていただきました。本当にこの平成26年ですけれども、八女市とは友好交流都市協定を締結しておりまして、この大杣公園祭というのは後醍醐天皇の巫女である村上天皇の子、良成親王ですけれども、こちらのお墓のほうで600年以上命日の日にこういった公園祭をされるということで非常に吉野とのつながり、また九州全域にわたってこの南朝への強い思いがございます。こういった部分を現場に活かさせていただいて、改めて歴史資源を生かした観光とかそういった形につなげていければなというふうに思ったところでございます。

そして10月13日でございますけれども、吉野町在住の富松暖さんという方が表敬訪問という形で吉野町のほうにお越しいただきました。この方は、デザイナーの方でございますけれども、空気清浄機能付きの照明器具をデザインされ、世界の三大デザイン賞、「IFデザイン賞」そして「RedDotデザイン賞」という、ドイツで2つある世界三大デザイン賞の2つを受賞されました。

「IFデザイン賞」では最高賞を受賞されまして、コロナを機にこのふるさとである吉野に事務所を、拠点を置くということで帰ってこられまして、今後吉野町を拠点としてこのデザイン活動をしていくということでいろいろな方向性も含めて意見交換をさせていただいたところでございます。

そして11月7日『吉野材体験イベント トークアンドディスカッション「手刻みのこれから』』ということで、これは吉野製材工業組合中西理事長を中心に展開していただいている事業の中で、吉野材を活用した手刻みの技術の継承、こういったところも吉野材を活用して、小さな小屋づくりの実演体験も含めて、吉野の3か所でこの実演をしていただいて、トークディスカッションもさせていただきということで、今後、吉野材の新たな市場開拓であつたり流通に向けて

今後展開できればなというふうに思っておりますので、またこちらの動きも楽しみにしたいなというふうに思っております。

そして11月13日『上市「笑屋」道の夢人駅オープニングセレモニー』こちらのほうも吉野町立野の酒屋さん、庄屋さんですけれども、こちらのほうのこれは奈良の木ブランド課と早稲田大学が、昨年、その庄屋の部分をリニューアルしていただきました。コロナの状況で、昨年はオープン出来なかったということで、本年度改めてこの道の夢人駅ということでオープニングセレモニーをしていただきました。ここには、地域の地元の企業である平宗さんが柿の葉寿司の無人販売機を置かれながらまた地域のコミュニティを生み出していくということで、新たなこちらのほうも動きが出てこようかなというふうに思います。

小さな拠点を幾つか点在させていくことによって、いろんなところに人が集うという展開になればなというふうに思っているところでございます。

そして11月20日ですけれどもこれも上市ですけれども「第1回吉野音街道」ということで、これは上市地区の旧伊勢街道沿いの会場にて音楽フェスティバルを開会していただいたところでございます。こちらの動きも、移住者である音楽家の方を中心に、空き家活用も含めて展開していただいたイベントでございまして、コロナ禍の中で、またいろんな方が移住されその方々が中心になってまたこういったイベント等を開催していただけるということは非常に大きな力かなというふうに思っております。

そして21日「吉野山EVバス実証実験プレス発表」がございました。

こちらのほうも11月20日から6日間、吉野山のほうで脱炭素化と地域課題の解決に向けて実証実験をしていただきました。渋滞解消とか2次交通という観点もございましてけれども、やはりこれからは、環境に優しい観光地づくりそういった部分で地域の方々の協力、そしてまたどういった観光地を目指すか、国立公園である吉野山そしてまた吉野町全体でこういった環境に優しい交通体系の構築につなげればなというふうに思っております。そのときに、環境省の近畿事務所長のほうもお越しいただきまして、いろいろ意見交換もさせていただきました。今まで、環境省というのは、トイレの整備であったり、そういう側面が大きかったんですけれども、これからは、経済産業省また林野庁、横断

的に政策を展開できるところでございますので、そういった形で連携できればなということでございます。

そして11月29日「吉野正宗記者発表」ということで、こちらのほうは遊休農地活性化プロジェクトという形でふるさと納税の返礼品という形で、吉野町には3つの酒蔵がございますけれども、酒米を通して日本酒の魅力を伝えていくという形で、「ストーリー性のある吉野正宗」という記者発表になったと思っております。クラウドファンディングでもある一定の評価をいただきまして、そしてふるさと納税の返礼品で吉野町全体のふるさと納税のイメージアップにもつながればなというふうに思っております。

以上が9月定例会以降のご報告でございます。あともう1件ご報告をさせていただきますと思います。

かねてより一般質問でごみ処理に関する質問をいただきました。その件で、状況報告がなかなか出来ない状況でございました。ただ、町民の皆さん方の今後のごみに対する意識また不安を少しでも払拭していきたい。その中で動きがございましたので、この開会の挨拶を利用させていただきまして議員各位また町民の皆さんに報告をさせていただきますと思います。

令和2年12月25日に一般廃棄物処理のあり方検討委員会提言書をいただきました。その中6つの項目があるのですが、他の自治体や組合等への焼却委託の交渉を最優先に進める。これを私自身も一番の軸にしながら現在まで進めていたところでございます。その中で、現時点で「やまと広域環境衛生事務組合」やまとクリーンパークへの可燃ごみの搬入の受入れの要請をさせていただきまして、協議・交渉に入ることによって皆さん方に報告をさせていただきますと思います。ただ、今後の協議内容についてはこれからでございますので、また、議員各位の皆さん方には、しっかりとご説明そしてまたご相談をさせていただきますながら、進めていければなというふうに考えております。いずれにしましても住民が安心出来、持続可能な処理行政の実現を目指してまいりますので、議員各位の皆さん方におかれましては引き続きご支援そしてまたご協力、お力添えを賜りますことお願い申し上げます。改めまして、本定例会に上程させていただきます議案の慎重審議を賜りますことをお願い申し上げ、開会

にあたってのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

野 木 議 長

日程 3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第 128 条第 1 項ただし書きの規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。

日程 4 承第 10 号「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（ 事 務 局 朗 読 ）

説明を求めます。

藤本町民税務課長。

藤 本
町 民 課 長

それでは承第 10 号「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることについて」説明させていただきます。

議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

根拠法令につきましては、今説明のあったとおりです。

専決処分の概要ですが、専決処分事項は新型コロナウイルス感染対策関連、令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（第 7 号）です。専決処分年月日は令和 3 年 11 月 24 日です。補正予算の概要を説明させていただきます。歳入歳出の補正、補正前の額 67 億 6,639 万 6,000 円に対し、補正額 2,721 万円となっております。補正後の歳入歳出の予算額は 67 億 9,360 万 6,000 円となります。

概要ですが、まず歳入 15 款「国庫支出金」2,721 万円、子育て世帯臨時特別給付金補助金です。歳出につきましては 03 款「民生費」2,721 万円です。

摘要としましては子育て臨時特別給付金事業、児童対象者数は 500 名、1 人当たり 5 万円となっております 2,500 万円。そのほか職員手当、事業費等です。歳出合計も 2,721 万円となっております。

ご承認の程よろしくお願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

野 木 議 長

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は、報告のとおり承認することに決しました。

日程 5 議第 40 号「吉野町立学校給食費の管理に関する条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

上林教育次長。

上 林
教 育 次 長

それでは、議第 40 号「吉野町立学校給食費の管理に関する条例を制定することについて」をご説明させていただきます。

提出議案等説明資料の 2 ページをご覧くださいと思います。

この制定の主旨でございます。令和 2 年 7 月に文部科学省が「学校給食費の徴収・管理に関するガイドライン」を策定いたしました。その中で、地方公共団体においても給食費の公会計化を推進するように通知され、本町におきましても小中一貫教育校の開校に合わせ令和 4 年度から公会計を導入するため、本条例を制定いたします。

制定する条例の概要でございます。対象につきましては、小中学校の児童・生徒及びその保護者でございます。概要につきましては、給食費の公会計化に

よりまして、給食費の徴収、徴収額、額の減免、納付について、児童生徒保護者の権利義務に関する事項や、町が行う給食費の徴収管理について必要な事項を定めるものでございます。以上となります。

ご審議よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程6 議第41号「吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

上林教育次長。

上林教育次長

それでは、議第41号「吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて」をご説明させていただきます。

説明資料3ページをご覧いただきたいと思います。

改正の主旨でございますが、こども園で実施する事業について一時預かりと延長保育事業等を区分するものでございます。また、各事業ごとの徴収金額を明確にすることでございます。目的につきましては、子ども・子育て支援法では一時預かりと延長保育事業は対象の認定により区別される事業でございますが、現行では、保育認定子どもの認定時間外の保育（延長保育事業）について

教育認定子どもの一時預かりと同様の名称で実施しております。

これを法令等の規定内容に合わせた規定に改正するものでございます。

改正の概要でございます。第4条関係で第5号で、延長保育事業の追加を規定しております。第5条関係におきましては、こども園で徴収する保育料の徴収金額を事業ごとに規定するものでございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程7 議第42号「吉野町立学校設置条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

上林教育次長。

上 林
教育次長

それでは議第42号についてご説明をいたします。

説明資料4ページをご覧いただきたいと思います。

改正の主旨でございますが、小中一貫教育を実施するため吉野町立吉野北小学校、吉野町立吉野小学校の統合により小学校の名称と位置を改正するものでございます。

目的といたしましては、小学校と中学校が目標を共有し、小中の教職員が一

体となって学習指導や制度指導等に取り組み、義務教育9年間の連続性のある指導を行うことで、義務教育を終了するにふさわしい学力と社会性を育成する小中一貫教育を実施するため、吉野小学校と吉野町北小学校を統合し、新しい小学校舎の位置を規定する必要があるためでございます。

改正の概要でございます。小学校の名称及び位置でございます。第2条におきまして、小学校の名称及び位置は次のとおりとする。名称につきましては「吉野町立吉野小学校」、位置「吉野町大字河原屋200番地」でございます。

以上、ご審議の方よろしくお願いたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程8 議第43号「吉野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

上林教育次長。

上 林
教育次長

それでは、議第43号についてご説明をさせていただきます。

説明資料5ページをご覧いただきたいと思います。

改正の主旨でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並び

に特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に合わせて、町条例を改正するものでございます。

目的といたしましては、保護者の利便性の向上や保育所等の業務負担軽減のため、デジタル化の推進を目指すため、書面等によることが規定、想定されているものについて、電磁的方法による対応を可能とする国の規定の追加変更に合わせての改正となります。

改正の概要でございます。第42条第4項関係におきまして、特定地域型保育事業に係る連携施設の確保に関する特例に関する規定を追加するものでございます。また、第53条関係におきましては、書面等によることが規定また想定されているものについて電磁的方法による対応も可能とする包括的な規定を追加するものでございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程9 議第44号「吉野町学童保育に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

上林教育次長。

上 林
教育次長

議案第 44 号についてご説明をさせていただきます。

6 ページをご覧くださいと思います。

改正の主旨でございます。学童保育の名称・位置を改正するものでございます。また、学童保育の利用対象者及び費用の規定を改正するものでございます。

目的につきましては、吉野学童保育所及び吉野北学童保育所を統合し、令和 4 年 4 月開校の小中一貫型教育校に併設した新たな学童保育所を改正することを規定するためでございます。また、当該条例で運用する学童利用（月額利用）と別の要綱で運用している一時保育利用を一体化して当該条例で規定することで、手続等を簡素化するためでございます。

改正の概要でございます。第 2 条関係で名称を「吉野さくら学童クラブ」位置につきましては「吉野町大字河原屋 200 番地」定員につきましては「70 名」に改正するものでございます。

第 3 条関係におきまして、要保育理由の条件緩和及び追加でございます。また、一時的・緊急的な利用の規定の広範化を改正するものでございます。第 5 条関係におきましては、保育料の日額による料金体系の規定の改正でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

野木議長

質疑を求めます。

（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 10 議第 45 号「吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

上林教育次長。

上 林
教 育 次 長

それでは、議第 45 号についてご説明いたします。

7 ページをご覧くださいと思います。

改正の主旨につきましては厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」にあわせて町条例を改正するものでございます。

目的につきましては、保護者の利便性の向上や保育所等の業務負担軽減のためデジタル化の推進を目指すため、書面等によることが規定・想定されているものについて、電磁的方法による対応可能とする国の規定の追加変更に合わせてございます。また、連携施設の特例等による規定変更に合わせてございます。

改正の概要でございます。

第 6 条関係におきましては、特定地域型保育事業に係る連携施設の確保に関する特例に関する規定を追加するものでございます。また、第 29 条・第 31 条・第 44 条・第 47 条関係におきましては、准看護師についても 1 人に限り保育士とみなすことができることを規定するものでございます。

また、第 49 条関係におきましては、書面等によることが規定又は想定されるものについて、電磁的方法による対応も可能とする包括的な規定を追加するものでございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

上滝議員。

上 滝 議 員 議第 45 号「吉野町家庭的保育事業」っていうのは簡単に言いますと、学童保育のことですか。

野 木 議 長 上林教育次長。

上 林 教育次長 この吉野町家庭的保育事業と言いますのは、1名から5名までの小規模の保育でございまして、現在吉野町にはありません。

上 滝 議 員 あれへんの。わかりました。以上です。

野 木 議 長 他にありませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 11 議第 46 号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

藤本町民税務課長。

藤 本 町 民 税 務 課 長 それでは議第 46 号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」説明させていただきます。

議案説明資料 8 ページをご覧ください。

改正の主旨ですが、産科医療補償制度については、令和 4 年 1 月 1 日より当該制度の掛金が引き下げられということとなったが、社会保障審議会において、少子化対策としての重要性に鑑み出産育児一時金等の支給額は現行の 42 万円を維持すべきとされ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が改正することになったため、本条例の一部を改正するものです。

目的等につきましては、出産一時金の支給額の内訳の改正です。

それでは改正する条例の概要ですが、改正する条例は、吉野町国民健康保険条例です。

改正概要といたしましては、改正前が 40 万 4,000 円プラス加算額 1 万 6,000 円の総額 42 万円、改正後は 40 万 8,000 円プラス加算額 1 万 2,000 円、総額 42 万円となっております。

施行期日につきましては令和 4 年 1 月 1 日となっております。

ご審議の程よろしく申し上げます。

野 木 議 長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 12 議第 47 号「奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体の数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森脇
暮らし環境
整備課長

それでは、議第 47 号について説明をさせていただきます。

説明資料の 9 ページをお願いします。

変更の主旨につきましては、奈良広域水質検査センター組合の構成団体である川西町、三宅町及び田原本町が組織する磯城郡水道企業団が、水道事業を開始することに伴い、令和 4 年 4 月 1 日から水道水質検査を同組合構成団体と共同して実施するため、同組合の構成団体の数が減少することから同組合規約の一部を変更するというものです。

変更の概要につきましては、組合構成市町村の減少については、川西町、三宅町、田原本町が磯城郡水道企業団となります。第 2 条「市町村」が「市町村及び一部事務組合（以下「組合市町村」という。）」に変わります。

第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条につきましては、「市町村」が「組合市町村」となります。

第 10 条第 2 項、同条第 3 項については、「組合を組織する市町村（以下「組合市町村」という。）」が「組合市町村」となります。

また、「町長」につきましては、「町長（一部事務組合の長含む。第 5 項及び第 6 項において同じ）」というに変わります。

第 15 条第 1 項の表、給水人口割の項については、磯城郡水道企業団の水道事業の開始に伴う必要事項の改正となります。

別表第 1 と、別表第 2、山辺地区の項につきましては、川西町、三宅町、田原本町が磯城郡水道企業団となります。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

日程 13 議第 48 号「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 8 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

小西政策戦略課長。

小 西 政 策
戦 略 課 長

議第 48 号「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 8 号についてご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料の 10 ページ、11 ページをご覧くださいようお願い申し上げます。

ご審議をお願いする補正予算は「令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 8 号」でございます。

まず、歳入歳出の補正でございますが、既定の歳入歳出予算額の総額 67 億 9,360 万 6,000 円に、歳入歳出それぞれ 1 億 626 万 8,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算額の総額はそれぞれ 68 億 9,987 万 4,000 円とするものでございます。

次に、地方債の補正でございます。上水道安全対策を目的とする地方債 2,400 万円及び緊急自然災害防止対策事業を目的とする地方債 260 万円を追加するものでございます。次に、歳入予算を事項別にご説明申し上げます。

なお、説明に先立ちまして説明資料の摘要欄に赤色でお示しさせていただいた内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連予算でございますので、ご報告申し上げます。まず最上段 13 款「分担金及び負担金」50 万円につきましては、柳地区治山事業に伴う地元分担金でございます。

次に 15 款「国庫支出金」6,993 万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金として 952 万 7,000 円の国庫負担金、児童手当制度改正対応電算システム改修補助金として 189 万円、新型コロナウイルスワクチン接

種事業を補助金といたしまして5,851万3,000円。新型コロナウイルスワクチン接種事業費としての国庫補助金でございます。次に、16款「県支出金」125万円につきましては、柳地区治山事業に伴う県補助金でございます。

次に、20款「繰越金」798万8,000円の歳入予算の補正でございます。

本補正予算案の歳出予算に紐づく予算としての繰越金でございます。

次に、22款「町債」2,660万円の歳入予算に紐づく補正でございます。

本件につきましても、本補正予算案の歳出予算に紐づく予算であり先ほど地方債の補正でご説明申し上げました「上水道安全対策」の目的で、柳地区配水管布設替工事に伴う水道事業特別会計の繰出金の財源といたしまして、一般会計出資債を2,400万円、緊急自然災害防止対策事業の目的で柳地区治山事業に伴う事業費の財源として、緊急自然災害防止対策事業債260万円の町債の歳入をお願いするものでございます。

以上が既定の歳入予算額に1億626万8,000円の追加をお願いする補正予算案の歳入事項でございます。

次に、歳出予算を事項別にご説明申し上げます。

なお、ご説明に先立ち説明資料の摘要欄に赤色でお示しさせていただいている内容は、歳入と同様、新型コロナウイルス感染症対策関連予算であることのご報告をさせていただくとともに、摘要欄に青色でお示しさせていただいている内容は、人件費関係で10月1日付新規採用職員並びに人事異動に伴う職員給与費の補正でございます。

まず、各款における職員給与費についてのご説明を申し上げます。

ただいまご説明申し上げましたとおり本補正予算案における職員給与費の補正は10月1日付の新規採用職員並びに本年の人事異動に伴う給与費でございます。

一般会計においては総額「職員給与費」506万8,000円の補正でございます。

また他会計への繰り出しにおいても人件費関係がございますが他会計繰出金関係は別途ご説明を申し上げます。

それでは、各款における職員給与費以外の内容についてご説明申し上げます。

まず、3款「民生費」児童手当事業でございますが、歳入でもご説明申し上げ

げました「児童手当制度改正対応の電算システム改修費」189万円でございます。次に4款「民生費」新型コロナウイルスワクチン接種事業でございますが、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種のための新型コロナウイルスワクチンを接種いただくための医師への出動謝金、報酬814万4,000円、コールセンター業務、接種会場の事務従事また接種会場の設置等の委託費といたしまして、5,242万9,000円など、事業費総額6,804万円でございます。

次に水道事業特別会計の繰り出しでございますが、こちらも歳入でご説明申し上げます。峰寺地区配水管の布設替工事に伴う水道事業特別会計の繰出金2,400万円でございます。次に5款「農林水産業費」治山事業でございますが、こちらも歳入でご説明申し上げます。柳地区の治山工事といたしまして、工事請負費など300万円でございます。

次に「土木費」町道管理事業でございますが、こちらは町道修繕対策事業で5か所を想定しての200万円の予算計上でございます。

また、水道事業特別会計への繰出金92万円でございますが、こちらは人事異動に伴う職員給与費の補正でございます。水道事業で従事する職員の職員給与分を一般会計から繰り出すものでございます。

続きまして08款「消防費」消防設備整備事業でございますが、こちらは先ほどご説明申し上げます。峰寺地区配水管布設工事に伴い峰寺地内の消火栓の工事を水道事業で実施するための工事負担金135万円でございます。

以上が、既定の歳出予算の総額に1億626万8,000円の追加をお願いする予算の総額のものでございます。

よろしくご審議賜るようお願いを申し上げます、議第48号「令和3年度吉野町一般会計補正予算（案）第8号」のご説明とさせていただきます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を、予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございま

せんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 14 議第 49 号「令和 3 年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

藤本町民税務課長。

藤 本 町 民
税 務 課 長

それでは議第 49 号「令和 3 年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について」説明させていただきます。

議案説明資料 12 ページをご覧ください。

歳入歳出の補正額ですが、補正前の額 11 億 4,800 万円に対し、補正額 4,050 万 8,000 円となっております。

補正後の歳入歳出予算額 11 億 8,850 万 8,000 円となっております。

歳入の補正ですが、まず 4 款「県支出金」補正額 4,050 万 8,000 円となっております。保険料負担抑制の効果の見える化のための交付金です。

歳入合計は 4,050 万 8,000 円となっております。

歳出の補正ですが 3 款「国民健康保険事業費納付金」です。補正額 4,050 万 8,000 円となっております。適用といたしましては、納付金の医療費分が 2,597 万 2,000 円、高齢者支援金が 1,075 万 4,000 円、介護納付金が 378 万 2,000 円となっております。歳出合計 4,050 万 8,000 円となっております。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 15 議第 50 号「令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森 脇
暮らし環境
整備課長

それでは、議第 50 号「令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について説明をさせていただきます。

説明資料の 13 ページをお願いします。

歳入歳出の補正、補正前の額 2 億 5,380 万円、補正額 92 万円、補正後の歳入歳出予算額は 2 億 5,472 万円です。

歳入の補正 4 款「繰入金」補正額が 92 万円で、一般会計からの繰入金となります。歳入補正合計 92 万円。歳出の補正 1 款「下水道事業費」補正額 92 万円。

職員給与費で人事異動に伴うものでございます。

歳出補正合計 92 万円。

以上、ご審議の程よろしくをお願いします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 16 議第 51 号「令和 3 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 3 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森 脇
暮らし環境
整備課長

議第 51 号「令和 3 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 3 号について」説明をさせていただきます。

14 ページをお願いします。

補正の概要について、収益的支出の補正、補正前の額 3 億 8,641 万円、補正額 45 万円。補正後の額 3 億 8,686 万円。1 款「水道事業費用」1 項「営業収益」補正額 45 万円。こちらにつきましては、職員給与費で人事異動に伴うものとなっております。

次に資本的収入の補正、補正前の額 1 億 3,359 万円、補正額 135 万円、補正後の額 1 億 3,494 万円。1 款「資本的収入」1 項「企業債」補正額マイナス 2,400 万円。一般会計出資金支出の収入に伴う減となっております。

2 項「工事負担金」補正額 135 万円。峰寺地区の消火栓の設置に対する負担金となっております。5 項「出資金」2,400 万円。こちらは一般会計からの出資金となっております。補正合計 135 万円です。

資本的支出の補正、1 款「資本的支出」1 項「建設改良費」補正額 30 万円。こちらにつきましては職員給与費となります。こちらも人事異動に伴うものです。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

野 木 議 長

質疑を求めます。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 17 要望等について

要望書が1件提出されております。

吉野地区区長会 区長会長 橋屋自治会 坂井佐久次氏ほか6名により提出されております「吉野小学校閉校後の学校跡地の利活用について」を議題として上程し、事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

おはかりします。

本要望については、総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本要望は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

続いて、一般質問に入りたいと思いますが、準備の関係がございますので、暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

(午前11時13分 休憩)

(午前11時20分 再開)

再開いたします。

日程 18 一般質問に入ります。

山本義史議員より出されております。

(1) デマンドバスについて

山本議員

(2) コロナワクチン接種について

の一般質問をお願いします。

山本議員。

5番、山本義史でございます。

一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

今回は「デマンドバスについて」と、それから「コロナワクチン接種について」という質問をさせていただきます。

辻内議員と2つともオーバーラップしとるんですけれども、私の質問ができなかったことは後で質問していただけるものとちょっとゆったりとした感じで今日は質問させていただけると思います。

また、9月の一般質問では、時間を超えまして申し訳なかったと思います。

理事者側のほうからは、的確な回答をもらうことも出来ずに終わってしまいましたので今日はその反省も込めましてゆっくりと一問一答といいますか、お話を聞かしていただきたいなと思いますので、どうぞ30分間といいますか、20分から30分の間お付き合い願いたいと思います。

まず、デマンドバスについてでございます。

前回もお話させていただいたように、もうこれはもう吉野町民の宝であるというふうに認識しております。

実証実験ということで、7月から始まりましてもう5か月ほど経つわけでございますがいよいよ次年度4月からは本格運転になるということでございます。今までの実績を含めまして、いろいろな問題点が出てきているかと思えます。それを次年度につなげてよりよいデマンドバスにせなあかんということで、かなり検討はさせていただいていると思いますがその辺り大局的なところを私は質問させていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

前回も質問させてもらって余り時間がなかったのもので、返答をしていただけなかったところ、出来なかったところっていうのがあるかと思えますので、ちょっとその辺りも踏まえながら、質問させていただきたいと思っております。

今までのデマンドバスの実証試験運行において、課題や問題点はどのように

なっているかということ、そしてその対策はどのように考えているかということとそれから次年度には、一部のスマイルバスを残しデマンドバスのみとなる予定ですけれどもデマンドバスだけで吉野町民の需要を賄いきれるものかという質問であります。

前回の質問を踏まえ質問させていただくんですけれども、前回の質問の中で、停留所を増やす目安はどのようにしているかという話の中で、それは正確な答えをいただきました。実際に停留所を非常に増やしていただいて、町民の方は非常に喜んでおります。病院の前まで個人の病院の前まで停留所が出来たり、スマイルバスでは行けなかったようなところに停留所をつくってくれたり、非常に好評であります。その回答はいただいております。そしてスマイルバスの利用者が午前8時まで、それから午後5時以降、デマンドバスは8時から5時ということになっておりますけれども、吉野町民の利用者への対応はどのように考えていますかという回答は特定路線も定時定路線も含めて検討中であるというふうに9月の時はお話ししておりましたけれども、その後どのようになったのかということと、それから利用が2～3倍になったとき、これはものすごい利用があるということで、自分の近くの停留所から行きたいとこの停留所まで乗り継ぎなしに行けるというしかも時間も自分で選べるという、そういうことになって、町民の方の利用がものすごく急増したときに、時間どおりに運行出来なくなるんじゃないかという不安でございましたけれども、これは時間がなかったので、ちょっと未回答という感じではあったんですけれども最近の動向を見ましてもデマンドバスを予約するときにスマートフォンとかでも見ましても、乗れない時間帯というのがポコポコと出てきたり、あるいは電話は非常に懇切丁寧な電話対応の社会福祉協議会の方でしていただいておりますけれども、「いや、その時間帯はちょっといけないですよ」というように、ちょっと時間をずらしてもらったりあるいはお断りしたりとかいうケースも増えてきているというふうには聞いております。その辺りをどのようにして次年度から回避していくのかということで、あんまり細かいところまで言いますとあれなんぞでござつとしたようなところをお話ししていただきたいなと思います。

私的には、提案はもう町民の方にとったら1時間前というか、いつでもいい

というふうになるんですけども、それをやっちゃいますとぐちゃぐちゃになってA Iですらわからんのと違うかなと。例えば予約をもっと前に、前日であるとか、5時間前までに区切るとかすれば、もっと需要が減ってきて行きたい人が行きたいところへ行きやすくなる、それでないと何かこう、本当に必要な人がもう行けなくなっちはいかなのじゃないかなというふうには考えておるんですけどその辺りの問題点どのように考えておられるのかちょっと教えたいんですけれども、町長かもしくは担当参事のほうからご説明といたしますか、お願いしたいんですが。

野木議長

答弁を願います。

中井町長。

中井町長

山本議員の「デマンドバスについて」大きな意味でちょっとお話をさせていただいて、そして参事のほうから、個々の部分についてのご回答させていただきたいと思います。

本当に7月からスタートいたしまして、町民さんの様々な声もあちこちで聞かせていただいています。その中で75歳以上が多い吉野町地域にとっては、従来のコミュニティバス「スマイルバス」が、やはりこのままでは限界にくるのではないかなというところから、このデマンド方式に変えて今は実証実験ということで、無償にさせていただいています。

ただ、今後この結果、課題も含めてですけれども、検証しながら、やはり持続可能なデマンド方式また交通移動手段を確立していかないといけないということが、大きな課題かなというふうに思っています。

現在のコミュニティバス「スマイルバス」の費用、そしてまた移行したときの費用、そしてまた収入も含めてですけれども、そういった総合的な部分の見地から幸せにつながる交通移動手段そして今現在はいろんな施設があるわけですけれども、さらに町内でコミュニティを生み出せる場所であったり、消費する部分であったり、ここはいわゆる小学校跡地利用も含めてですけれども、魅力ある拠点をつくることによって、町民の皆さんがそこに集ってもらうという

場所をつくっていくことが、いわゆるこのデマンド方式とプラスやはり循環型のバスでも走れる将来的に向けての大きなことも視野に入れながら考えていきたいなというふうに思っております。

そういう形で小さなことも含めながら、改善点を逐次修正しながら進めてまいりたいなと。特にバス停に関しては143か所から100か所に、こう今増えたということで非常にできるだけきめ細かな移動ができるようになってきておりますけれども、この辺もいろいろ制度上の問題もありますので、その辺はまた担当参事のほうからご説明をさせていただきたいなというふうに思います。

野木議長

北谷協働推進担当参事。

北谷協働推進担当参事

失礼します。

山本議員におかれましては、いつもスマイルバス・デマンドバスにご関心を持っていただきましてありがとうございます。

それでは、山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、スマイルバスの利用で当然今、実証運行ということで午前8時から5時までの運行でございます。

その中で来年度どうするかというご質問と捉えております。

今現在、8時から5時のデマンドバスの運行形態、それからスマイルバスの運行形態、朝6時半から夕方7時半までの運行形態、利用実績を見ながらその実績に応じて、ニーズに応じて今、計画しているところでございます。

具体的におきましては、朝の時間帯、先ほど言いましたように6時半が始発としまして、Aコース、Bコース、つまり入野から中竜門方面から上市吉野病院に下ってくる便、あるいは南国栖から上市吉野に下ってくる便、これについては一定の需要がありこれについても通勤通学という毎日利用される方が当然多いということから、この6時半、7時半、8時半の時間帯については、今までのスマイルバスと同様に定時定路線の下ってくる便を残したいと考えております。

それから、デマンドバスについては、8時から5時が基本ですけども今度夕

方どうするかというと、これも需要に応じて計画しているところでございますが、これについては利用量もある一定程度あります。

ですので、これについては今度は逆に上市駅から上る便、Aコース、Bコースが主でございますが、これについてもセミデマンドという形でこれはフルデマンド、行きたいところというよりも上って行く便の需要が多いので、上市駅から逆に中竜、国栖のほうに上っていくようなセミデマンド。また吉野山方面については、「平日に限って」でございますが、需要に応じて6時半、吉野病院、吉野神宮駅から吉野山のほうへ登っていくような、デマンドバスを考えております。これによって一定の現在の需要は賄えると計画しております。

続いてよろしいでしょうか。

山本議員

はい。

北谷協働推進担当参事

続いて、利用が2倍、3倍になったときどうかというご質問があったと思います。これについては正直、今現在は一定程度需要が賄えると考えています。

2倍、3倍という想定は、現在正直言ってまだまだ3倍……、特に3倍ってのは考えておりません。今の需要から見て一定程度増えるとは考えております。

現に、スマイルバスとデマンドバスの直近の需要から見ると、コロナ前の需要が2万7,000人弱でございましたが、11月の需要ですとスマイルバスとデマンドバス合わせて、それを単純に12か月で掛けたら約3万人という需要になります。ですから、この程度の需要でしたら、今の朝の定期便、デマンドバスを並行して利用することによってある一定の運行を賄えると思います。

ただし、これも利用効率や乗り合い率も影響しますので、そこも含めて今後もっと来年度は新しい形を検証しながら一部修正を加えていかなければならないときがあるかはわかりませんが、スタートとしては今言ったような運行形態を計画しております。

それから、あと次に予約の話でよろしいでしょうか。

山本議員

はい。

北谷協働推
進担当参事

予約の話は、確かに社会福祉協議会がコールセンターですので確認すると、1日に1回ないし3回のキャンセルが発生していると聞いています。

もう少し詳しく言うと、その時間帯はいつかという、私は正直言って朝の混み合う時間帯だと思ったんですけど、予想外に11時から2時ごろの時間帯が多いということでございます。

これについての原因については、デマンドバス今5台で運行します。

当然運転手の方も休憩時間、昼休みの時間等もございますので、その時間帯に毎日でございますけれども集中したときに、タイミング的にバスが3台ないし4台になるときにフル稼働しないという状況があります。ですからこの対応としては限りある予算の中での運行でございますので、5台を維持しながら、運転手さんの休憩時間の運用を工夫しながら対応していきたいと思っております。

それから、さらに予約の方法のことでございますが、確かに議員ご指摘のとおり予約を5時間前からという部分は、确实でございます。現に今の予約の実態見ると、1日前からの予約が1番多いです。ですから确实でございますが物事については、それをするとメリットデメリットが当然裏腹に出てきますが、そうすると逆に今度特に吉野病院からの通院のお帰りの際の方の予約ってというのが、これがしにくくなります。ですので、ここも今現在1時間前となっておりますが、これ1時間前というのはある程度の計算をしまして、吉野町は広域の範囲でございますので往復の時間帯、端から端の往復の時間帯だけで、余裕見て1時間であれば行って帰って来れる時間帯じゃないかということで1時間前にさせていただいているんですけども、ここも工夫しながらやっておりますので、ちょっとまた予約の状況を見ながら、そこも工夫してまいりたいと思っております。以上でございます。

野木議長

はい、山本議員。

山本議員

今、現在デマンドバスは5台で運行しているというふうにお話がありましたけれども、次年度も5台のままでいく予定でしょうか。

野木議長

北谷参事。

北谷協働推進担当参事

先ほど申しましたように、限りある予算の中での運行でございます。ですので、5台で考えています。というのは、今繰り返しになりますが、今の需要で朝の便は、ある程度朝の3便は、デマンドバスと定期便のスマイルバスで平行して走ることによってある程度賄えると考えていますのでここも考えています。

ただ、これは議員がご心配されるように需要がもっと増えた時はその台数も、当然考えないといけない。ただし試算で1台増やすと当然費用がかかります。

その費用についても、当然車によりますけども、初期投資の費用あと運行経費が人件費も含めて、約試算では、現試算では500万～600万増えると考えていますのでそこも需要に応じて勘案しながら、バランスを見ながら考えたいと思います。よろしくをお願いします。

野木議長

山本議員。

山本議員

今現在、スマイルバスとデマンドバスの乗車率を総合計して、前年度のよりも1.5倍というお話がございましたけれども、恐らくデマンドバスの利便性を考えると、どんどんどんどん「こんな使い方があってんや」、「こんな便利な」というのがこれからもどんどんどんどん増えてくると思います。

まだ知らん人が結構いてるんですね。

65歳以上にかかわらず、60歳の以上の方でも、こんな便利なものはないということで、恐らく1.5倍では収まり切れないんじゃないかなと。2倍ぐらい。

あるいはもつとなる可能性もございますのでその辺りもちょっと加味して考えていただいたらどうかなと思います。それから、先ほど台数を簡単に増やせば、費用がかかるという話は、これは非常に大切なことだと思います。

1番最初、運行するときには今の現状、去年までの現状のスマイルバスの維持費よりもこのデマンドバスに変えたときは、維持費が低くなるのももちろん初期

投資はいりますけれども、低くなるんやということが前提にこのデマンドバスの実証試験をやっていますので、前よりも高くなったんではもう話にならんと思いますんで、その辺りの費用も考えながら今度はソフト的なもんで対応する。

それが、1つの方法としては予約制に制限をつけるとか、何らかの予約を早めるとか、もう皆さん「どうしても行きたい」「行かなあかん」「病院へ行かなあかん」あるいは、「町外の病院も行かなあかん」とかいうのがあれば、そんなんもう1週間ぐらい前には決まっているんじゃないかなと思うんですけどもね。そういうのをどうしても行かなあかんやつを先に入れていくような感じというか、もちろん参事おっしゃったみたいに病院行って「何時に帰れるかはつきりわからんやつを予約するのにそんな5時間も前に予約できるか」という話もありますけれども、大前提のところを崩してしまうと、「何やねんこれやったらスマイルバスのほうがよかった」「低賃金で、町負担が少なくてよかったやないか」と言われることのないように、これもうみんなの吉野町の宝になって模範となるような事業でございますので考えていただきたいなと思います。

それから、続きまして観光のお客様、1番前回もちょっと言いましたけれども、上市駅から宮滝への観光のお客様というのが非常に増えておられます。

前回のときには「やまぶきバスも含めて検討中である」というふうに言われておりました。もちろん宮滝だけではなくもちろん吉野山、まあただ吉野山の場合にはロープウェイというのが今も元気に運転しておりますし、あれなんですけれども大和上市から宮滝間が非常に多い中、その辺りの観光のお客様をどういうふうに移動させるのかということをちょっと質問させていただきます。

野木議長

北谷参事。

北谷協働推進担当参事

兼ねてから観光客の移動をどうするかという懸案事項は承知しております。ただし、このデマンドバスやスマイルバスについては、歴史的に見て奈良交通の路線バスの廃止によって、町民の日常的な移動手段をどうするかということが中心に勘案された事業と捉えております。ですが、実質スマイルバスも町

外の方も乗っておられました。そこも勘案しまして、現在はデマンドバスは町外の方が乗れないということがございますが、これを方向転換を一部させていただくことを計画をしています。と申しますと、先ほど一部町長が答弁されましたように、持続的な観点からデマンドバス、スマイルバスも有償化したいと考えております。その中で、町外の方は一定程度、町民の方と利用料金の格差をつけて、なおかつ当然今のスマイルバス・デマンドバスは町民優先の移動手段でございますので、その余力のある部分について町外の観光客というより町外の来訪者の方について、ある一定乗っていただくような工夫をしたいと考えております。さらに分析すると、町外の方、直近で言いますと、年間で1,000人から1,200人来訪されています。これは運転手の方がチェックしての人数でございますので約概算でございますが、そのうちの8割は宮滝方面に来訪されています。それと8割乗降されていますので、しかも季節的なものも当然議員は承知されておりますけど11月の紅葉時期が1番多いと。その次に10月、4月となっています。あとの時期は閑散期になってはいますが、これは一定程度、この部分については、先ほどご指摘の川上からの降りてくるやまふきバス、ここ1日平日4便、土曜日3便走る、川上村が計画しています。

それからゆうゆうバス、これは1日1便、往復1便ずつですけども、ここである程度賄えますが、先ほど言いましたようにそれとともに、デマンドバスの余力の分、一定程度、申し訳ないですけど利用制限をかけながら運行して移動手段としたいと思います。以上でございます。

野木議長

山本議員。

山本議員

はい。ありがとうございます。

「町民優先」それはもう大前提でございますので、その中で利便性を持って観光のお客さんもちよっと考えていただきたいなと思います。宮滝のあたりっというのが今度大きな開発、今後する予定でございますのでますます利用者が増えてくるのではないかなと思うのでよろしくお願いします。

それとちよっとだけ、有料化っていうところの話が出ましたけれども、ちよ

っと私聞き逃したかもわからないので、ちょっともう少しだけ、もう1回言うていただけますか。

野木議長

北谷参事。

北谷協働推進担当参事

先ほど言いましたように「歳出」という出ていくお金もございますので、一部持続可能なためにも、一部有料化させていただいて町民に申し訳ないですが一定のご負担をいただきたいという計画をしております。

その中で、有料化するにはハードルがございます。

交通空白地自家用有償運送の規定上有償運送を行う場合は、交通に関わる各種団体、事業者で構成される地域公共交通協議会というものを通じて、運行の承認を得て、国土交通省の運輸支局に承認をいただくというものがございます。この地域公共交通協議会には、構成するメンバーは、当然、警察や各種団体、特に交通事業者、奈良交通や奈良県タクシー協会や、吉野町タクシー協会の方が構成されています。そこでの承認を得るという、一定程度の必要があると。それを経てできれば4月には、町民の方にご負担を一部いただいて有料化したいと考えております。

野木議長

山本議員。

山本議員

わかりました。

実証実験で無料でしたということで先ほど町長の話もありました。

有料という持続可能ということが1番大切で。パンクしてもうこれ以上お手上げですというふうになってはいかんで、それも1つの方法かも知れません。

議員さんの中にも、有料化したほうがいいじゃないかという意見もございましたし、また町民の方でも、お金をちょっとでも取ったほうがいいんじゃないかというものがございましたので、その辺りも参考にさせていただいて、ちょっと無料というようなことでは大分と違うんじゃないかなとは思うんですけど

も、議論の中でしていただけたら、考えて町民の方に理解していただけたらいんじゃないかなと思っております。

それから今年去年とコロナのため大体の大会とかそういう集まるっていうのがほとんどなかったんですけれども例えばイベント等があった場合に、多分、デマンドバス使いたっていう方がどっとそれに入ってくるんじゃないかなと思うんですけど、そこにはやっぱり5台で運営するんでしたら、もうその大会だけ、ゲートボール大会であったり、運動会であったり、何かの大会があったときそれに「だー」と集中してしまって、ほかの本当に病院に行かなあかんとかそういったところが入らないというようなことが起こってはいかんですけどその辺りの対応というのは考えられとるんですかね。

野木議長

北谷参事。

北谷協働推進担当参事

それについては、何回も繰り返して申し訳ないですけども、このデマンドバスもありますが、町民の方の日常生活の移動手段これが大前提でございます。これに影響するようなことがあってはならないとは考えております。

ですから、各種イベントがありましたらそのイベント主催の機関、団体、役場でもありましたらその担当課と調整しながら、本体のイベントがどのように運行するか、どの時間帯で運行するかも勘案しながら調整してまいりたいと思います。

もっと言えば、イベントの主催者がそれに見合う交通手段を確保していただくようなこともあるかと思いますが、というような方法を考えながら工夫したいと思います。以上でございます。

野木議長

山本議員。

山本議員

大変ありがとうございます。

各部署と検討していただいて、集中してそれだけにとられることないように町民の方が使う大会ですので、していただけたらと思います。

また今回もちよっと時間がなくなって申し訳ございません。

次にコロナワクチンの接種ということでお聞きします。

今回も3町合同で行われるんですかね。第3回目のやつが行われるとしたら、まず質問です。

野木議長

中井町長。

中井町長

3回目のブースター接種です。

前は3町合同でさせていただきましたが、今回は吉野町単独になる予定でございますので、その方向で進めております。

野木議長

山本議員。

山本議員

それでは、今まで南奈良行ってたのも吉野町が行くという感じなんですか。それとももう全部中央公民館でやってしまうという考え方なんですか。

野木議長

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿

ご質問ありがとうございます。

福祉課長

まず、今までの振り返りをさせていただきますと、まず1、2回目の接種、これ初回接種と言われるものなんですけど、今現在、2回接種を終えた方というのは全体で5,545名おられます。この方たちが3回目接種の対象になってくるんですけども、今現在のその接種時期っていうのは2回目完了から8か月後の方が順次打っていくという形になります。

前回については、優先接種という形で医療従事者から始まりまして、高齢者施設等そして65歳以上、そして基礎疾患のある方、そして64歳以下という形で優先時期、優先接種者を対象として進めてまいりました。

結局3回目についてはその順番で打つ時期が来るという形なので、当町については全国的なんですけども、次の対象者がいつに来るのは全部把握出来てい

ます。ですので、その方たちを順に打っていくことが可能になります。

で、先ほど町長もお話がありましたように、3回目のブースター接種については、今までは「吉野、大淀、下市」3町で合同で南奈良の看護専門学校の体育館を活用させていただいて接種させていただきました。っていうのも、当初、このコロナワクチンの副反応がどの程度出るかという形が全然見えない状態で、やはりその副反応が出たときの対応をすぐにできるように、南奈良総合医療センターの救急に直結して対応できるということもありましたので、3町合同での会場でさせていただきました。

ただ、この初回接種1、2回するに当たって一定程度副反応もかなり少ないし、当町におきましては全国的には死亡者ももう出てますけども、そういう因果関係はこれから今、分析されるということなんですが、この地域については副反応は数名出ております。

ただ、今度3回目接種についてはそのノウハウがありますので、この3町についてはそれぞれ単独で行うという方向性で今調整をしております。

吉野町におきましては、2回目接種、1、2回目の初回接種につきましては吉野病院のサテライト、個別接種を吉野町中央公民館でやった実績がありますので次回の接種に関しましては、そのノウハウも今、町は持っていますので吉野町中央公民館を基軸にここをスタート拠点として集団接種を行いたいと考えております。以上でございます。

野木議長

山本議員、時間が来ておりますので簡潔にお願いします。

山本議員

はい、わかりました。

すいません。

つまり南奈良今まで、1回、2回と打っていた人も、今回は中央公民館で、あるいは吉野病院でっていう感じになるという話ですね。

野木議長

吉村課長。

吉村長寿
福祉課長

まず集団接種と個別接種がありまして、まず集団接種の主体につきましては、吉野町中央公民館で行います。

個別接種に関しましては、各医療機関が行われるものですので、例えば吉野町内でしたら、島田さん、潮田さんそして吉野病院という形になろうかと思いますが、その調整については今これから行っていくという形で、今現在、吉野病院におきましては、まだ初回接種の1、2回を打っている状態ですので、そこも調整しながら進めていくのかなど。

まずは、こちらで行う集団接種のキャパについては、今まで2回接種を受けた方をひろえるキャパを設定するという準備をしていますので、そこは接種したい方がどこに行くかというのは、その選択できるのかと思っております。以上でございます。

山本議員

はい、ありがとうございます。

ちょっと時間過ぎまして申し訳ございません。

以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

野木議長

はい、昼食休憩に入りたいと思います。

再開は、13時といたします。

(午前 11時52分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、藤本昌義議員より出されております。

(1) 自主財源の減少に伴う来年度以降の財政(予算編成)への反映について

(2) 職員の人材育成について

の一般質問をお願いします。

藤本議員。

藤本議員

1番、藤本昌義でございます。

一般質問の場を、機会を与えていただきましてありがとうございます。

感謝申し上げます。

私の質問、余りにも漠然として大きな課題でございますので、町長もなかなか答弁しにくいとは思いますが、出来ましたら町長の思いなり今後の方針をお聞かせ願えたらという質問でございます。

まず初めに自主財源の減少による来年度以降の財政予算編成についてということなんですけれども、その次が人材育成、私が昭和60年に奈良県に入庁した当時は、組織の資源というのは、「人、物、金」というようなところで現在はそこに加えて「情報」というのがこれ大事な部分も加わってきています。その中の「人とお金」についての質問でございます。

毎年、広報よしの11月号には、前年度の歳入歳出の決算報告がなされております。その中で令和2年度は、歳入に占める自主財源の割合が22.7%と、ここ数年では最低の数字となっております。これは国庫支出金、コロナ対策の補助金等があつて国庫支出金が例年よりも約11億円ぐらい、4倍近くはね上がっているということが理由ということも挙げられますが、例年のごとく自主財源それを加味しても30%ほどと本当に財政の厳しいこの吉野町の中で、どうやりくりをして、来年度以降その事業とのお金というものをどういうふうにしていくのかまず町長にお聞きしたいと思います。

野木議長

中井町長。

中井町長

藤本議員の予算編成ということで、特に人とお金ということで、大きな意味で私のほうから思いも含めて方向性についてお話をさせていただいて、若干その予算編成について詳細な部分については、政策戦略課長のほうからお答えさせていただければなというふうに思っております。

今、藤本議員がおっしゃっていただいたとおり、令和2年度に関してはコロナの関係もありまして、自主財源が22.7%、例年でいきますと大体自主財源が

3割ほど、特にこういうふうな財政力の弱いところは、地方交付税が約4割ほどでそういった形の中で、年間の事業をやっていくというのが常でございます。

ただ、少子高齢化そしてまた扶助費の部分の中で、こういった義務的経費っていうのが、ある一定程度これから上昇してくる中で、よりどこに投資をしていくか、どういった事業に予算をついていくかというところは、本当に全てできるわけではございませんので、そういった意味でいきますと第5次総合計画、やはりこちらのほうで本年度からスタートしています。その中でも重要度が高く、満足度が低い。やはり地域医療の充実であったり、本日の一般質問でもございました。利便性の高い公共交通システムの確立、そういったところを注視しながら予算を配分していくという形でございます。

これと同時にこれからの課題である跡地利用とかインフラ整備の部分の中でも、この部分というのはどうしてもこれからどういう形で、それを活用しながらできるだけ管理運営の費用を抑えていくかこの視点も必ず必要になってきます。ですから、ここの部分でいきますとファシリティーマネジメントの公共施設の管理運営の中で、特に吉野町は人口ベースからしてもやはり公共施設の方が多かったりしている部分があります。

その中でも、県も市町村サミットの中で、そういった財政状況から見るファシリティーマネジメント、公共施設の管理運営というのを示されております。

その中で、吉野町においてもまだ個別施設の計画というのが出来ておりません。この辺をまず現状把握しながら吉野町の財政状況、将来負担率そしてまた有形固定資産の減価償却率、この組合せなんですけれども、この中で吉野町の状況は今どこであるか、そこがいわゆる将来負担率が100を超えている、そしてまた施設が古いということで、そういったところでこれから改修していくってのはなかなか厳しい状況であるんで、ですからそれを民間活用してもらおうとかという形にとらえていかないといけないということで、いわゆる第5次総合計画のまずは、町民の意向である「地域医療の充実」とか「利便性の高い公共交通システム」そういったところに予算配分をしながら、そしてなおかつ中長期的に、そうなってくると令和3年度から5年間の中期財政計画というのをしっかりと立てて特にこのインフラ整備、特に公共施設の管理については、そこ

を全職員で共有するというところで本年度から、職員の方を対象にそういった研修もしながら、今の優先重要度が高くて満足度が低い分野であったり、そして全体的にそういう公共施設の管理運営をどうするかということを軸に、今現在、予算編成をしているところでございます。

野木議長 藤本議員。

藤本議員 今のお話で重要度の高いものとか、利便性の向上そしてインフラ整備など管理運営も含めてこういうところを重点的にやっていくということなんですけども、当然お金が必要です。

その歳入をどう増やしていくか、例えば町税の収入の個人に負担を求めるのかそれとも町債を発行するのか、もう借金はしなくていいよと。

ですから、どういう工夫をして無駄をなくして、お金を工面しながらこの事業をやっていくかというそういう具体的な方針というのはございますか。

野木議長 中井町長。

中井町長 自主財源のほうに限られている分、やっていけない事業、特に跡地利用とかも含めると、そういったところに、どういうやり方でやっていくか。本年度から特に「企業版ふるさと納税」いわゆるここっていうのは、実際の中で一般的に今までふるさと納税というのがございます。

ただ、国のほうも内閣府のほうで、しっかりとそういった官民連携できるような形での企業版ふるさと納税というのをやはりもう少し力を入れていきたい。そして、冒頭の挨拶でもさせていただいたんですけども、小さな事業でもクラウドファンディングのような形で、民間活力を生かさせていただくと、より小さな投資で大きな広告宣伝も含めて周知できると、そういった形であったり、またPFIやまたPPPというふうな形、今まで指定管理という形ですとやってきてるのは多いですけども、様々なそういう可能性を模索しながらその事業に適したものは何かそういった判断も含めながら、そしてどういっ

た事業にそのようなPPPとかPFI、また企業版ふるさと納税を活用していくか、その部分も中長期的な財政計画そしてまた先ほどお話をさせていただいた町民さんのタイムリーに必要なものにぶつけていくかということも含めて検討していきたいというふうに思っております。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

中井町長の今後の方針というのは大体おわかりしました。

そこで、例えば何か事業をしたときにその事業評価を次年度の予算に反映させるとか、そういうちょっと細かい具体的な話になりますけどもそういうような方向って何かあるんでしょうか。

これはひょっとしたら担当課長のほうが詳しいのかもわかりませんが。

野木議長

町長。

中井町長

ちょっと細かいことは、ちょっと担当のほうからお答えさせていただくということで、いわゆるその事務事業評価とか事業の評価これが1番行政の中で難しいところかなというふうに思ってます。

で、多様な価値観の中で、今、町民ニーズも非常に多様化してるわけですね。その中でいわゆる今までであれば無駄な事業を切ってくださいという形である一定程度切れてきた事業もあると思うんです。

ただ、これからの時代の中で財政健全化の視点の中ですけれども、ビルドアンドスクラップという形で、必要なものをつくってある一定やりながらそのある程度効果が上がっている既存事業でも、いわゆる優先順位が低いものは廃止縮小していかないといけない、これがこれからの時代ではないのかなというふうに思ってます。

ですから、その新しい事業という新規事業というのは、今の財政状況の中であまりよっぽどでないものは、一旦控えながら今やってる事業を改革するとかいう形の方針を出しておるんですけれども、ただ今お話しさせていただいたよ

うにつくったものでもやはり効果が上がらない既存事業については、やっぱり縮小していくっていう判断もこれからやっぱりやっていけないといけないうことで、今方針を出させていただいています。

はい、あと細かい……、もしあれでしたら、担当……。よろしいですか。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

そうしましたら、もしその具体的な方針で、何かあるんでしたら担当課長のほうからお願いしたいんですけど。

野木議長

小西政策戦略課長。

小西政策
戦略課長

議員からのご質問については、期待する効果と成果の関係のところの部分かなというふうに思われますので、その点についてご答弁させていただきます。

予算編成時には当然ながら事業担当課と、財政担当課もサービスを受けられる町民の目線で予算を考えることが求められているというところで、ずっと事業実施による効果が、住民の方にとどのように利益をもたらすかを念頭に置き、予算編成させていただいているところでございます。

しかし事業によっては、成果を定量的にあらわすことは困難であるものであるということもございます。

成果の検証の方法が、適切でないものも、適切なものであるかどうかという判断することも、今後当然ながら検証していかなきゃいけないというふうなところで思っています。

その中で議員のほうからご指摘いただきました事務事業評価の予算編成協議への導入というところの部分かなと思われます。

私どものほうも、次年度以降、令和4年度のところで実施出来なかったところの部分で5年度以降にどういう形で取り入れていけるかというふうなところの部分で、次の予算展開として、行政評価、事務事業評価により実施した事業の内容を振り返って評価を行う際にも予算協議をその中に取り入れていくこと

も検討していく必要があるというふうなところで考えているところでございます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

ありがとうございました。

これ、本当に難しい話だというふうなことは私も理解しております。

本当に厳しい財政の中で、いかに住民サービスをそのまま持続化させていくかというのは本当に大変だと思いますのでその辺はよろしく願いいたします。

続きまして人材育成ですが、今の質問もありましたように、「お金」これを取り扱うのは、吉野町の役場の皆さんで、職員の皆さんでございます。その職員の皆様の人材育成、一般的な研修ではなくって、確かにその専門性を有するような職種の場合は、そういった研修も技術習得のための研修も要るのかと思うんですけども、本当にこの役場の職員さんをどう人材育成していくかというのは私もすごく興味がございます、私若い頃いろんな意見あって「こうしたらええのに」「ああしたらいいのに」って本当にチャレンジしたいけども、「割とそんな前例ないし」「それは無理やで」ということでだんだん自分が年とってきたときに守りに入ってきて、なかなか新しいことにチャレンジしないと、そういったふうにだんだんなってくる可能性もあるんでしょうけども、だから今の主事とか主査の若い職員の皆さんは、いろんな観点から、「いやこういうふうなことをしたらようなるのに」とか「これおかしいん違うの」とかそういったいろんな意見を持っておられると思うんですよ。

そういう方々の人材をどんどんこうもって上げていって、役場の中で活気があって、何かこうさっきの予算編成もそうなんですけど、研修制度ももう本当に吉野町の中でやっちゃうとかね。そういう何か同じ過疎の他町村から「吉野モデルはええよ」というような何かそういうようなことを僕は期待してるんですけど町長そういうようなことってどうでしょう。

野木議長

中井町長。

中井町長

藤本議員のおっしゃるとおり、人というのは組織の中で、非常に重要な部分でございます。

第5次総合計画の中にも、「ひと」という軸にしながらそれがつながり、輝き、人が潤う感動うまれる吉野町という形で、これは町民のみならずやはり職員、ここはやはり活気あふれる人材をたくさん創出していく。そういったところがないと町民サービスにつながらないそういった意味でいきますと、まだまだ昨年就任させていただきながら、コロナの状況がありながらですけれどもやはり若い世代の声をまだ十分に聞こえてない部分もあるかと思えます。

で、今、行政というのはずっと続いているものなんですけれども、長い歴史の中でも特にコロナがあって大きな環境変化になる。

そしてまた、今、脱炭素という形で産業革命以来の大きな変化を生み出そうとしているときです。だから、そういう意味でいくと既存の我々でももう50を超えた人間ですけれどもやはり若い人材の発想であったり、そして行動力っていうのはもうこれは必ず行政のみならず民間でも必要でございます。

ですから、いかにそういった声を吸い上げながら、いわゆる活気づけていけるか、その仕組みっていうのをしっかりつくっていかないといけないというふうに考えています。

特に、吉野町では今、人材育成方針という中でもやはり今藤本議員おっしゃっていただいた多様なニーズに応えていくために、特にこの主体性と協同性というのがあるんですけれども、特にその主体性においては自ら事を起こすチャレンジ精神、そしてまた協同性においては、他のセクターいろいろと行政というのは各種団体であったり様々なNPOも含めながらですけれども、方々と連携しながら事を起こすという、こういった町民協働のこういった2つの視点というのは絶対必要になってこようかなというふうに思っています。

ですからそれと同時に先ほどのちょっとビルドアンドスクラップという作って壊すというふうな形の優先順位が低いものだとしたときに、やはり今の行政の人材としては説明責任ですね。これは我々政治家も一緒ですけれども、し

っかりとした説明責任を果たすと、そういった対話をしっかり町民さんとできるっていう形の人材を育てていくことが、いわゆる組織内の風土をやはりもう少し活気づける。そういうような形に持っていくためのいわゆる風通しも含めてですけども、というような形で吉野モデルになっていけばなという思いがございまして、しっかりと様々な今の視点を持ちながらそしてまた働き方改革の中でデジタルを活かした時間外勤務の削減とかモチベーションをしっかりと上げていけるような形の人事システムも含めて、考えていきたいなというふうに思っています。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

町長ありがとうございます。

職員の方から、私最初に組織の資源が「人・物・金」プラス今は情報です。情報って重要で、その情報を上手くコントロールできるっていうのは多分、若い子たちだと思うんですね。変な話、ここにいらっしゃる皆さんというのはもうそれよりも一世代上の方、だから僕は思うのはその若い子たちの責任をとるのが上司の仕事だと思っているんで、その子たちが思う存分仕事できるような環境、特にその専門職は別としても一般職の方は3年なり、4年で部署が変わっていてまた新たな違う仕事をする。だからどんな仕事に就いたときでも、ベースっていうのが一緒に、本当にどこ向いて仕事しているか、当然役場の皆さんは、吉野町の住民の方のほうを向いて仕事をしているわけであって、上司のために向いて仕事をしているわけではないと。

若い子たちの声、これを生かすようなそういう仕組みづくりも必要だと思うんですね。特に、今ここにいらっしゃる方はもうコーチングの技術を持って、いかに、部下がどんどんどんどん自発的に仕事ができるというような対応をしていただける方だと思うんですね。そういうことを含めてちょっと、何かこう、ワンチームになるような、そういう研修制度もあってもいいのかなというもので、具体的にどうしたらいいのかって。幾らの案は持ってますけどそれはまた別でお話させていただくとしてできるだけこう、吉野町の役場の皆さん「ええ

よなあ」という住民の皆さんの声が僕先ほど、小西課長が言った定量化事業の定量化でなかなか難しいんですというその定量化の部分に、住民の皆さんの声というのが「よくやっているよ」「これええな」「これはあかんよ」という、そういうお声も一つの事業評価だと思うので、そういうふうに「よくやっていますねえ」「ありがとうねえ」って言われる。吉野町の役場の皆さんに、今もそうだと思うんですが、これ今以上になっていただきたいという思いから人とお金についての質問をさせていただきました。私の伝えたいことは以上でございます。ありがとうございます。

野木議長

続いての一般質問の準備をさせますので、自席で待機願います。

(午後 1時18分 休憩)

(午後 1時20分 再開)

野木議長

再開いたします。

続いて、上滝義平議員より出されております。

(1) 吉野町の将来像と課題解決に向けた取り組みについての一般質問をお願いします。

上滝議員。

上滝議員

俺、6番やったかな。6番やな。

6番、上滝でございます。

質問をこれからさせていただきます。

議長のほうから発言事項として「吉野町の将来像と課題解決に向けた取り組みについて」という紹介をいただきました。

この要旨につきましては、人口減少に対する方策、子供の数を増やす方策・対策、空き家の活用、施策、働く場所の確保、税収の確保など吉野町が抱える様々な課題に対して、これからどのように施策・対策を進めていくのか。

このことについて町の方針をお伺いしたいと思っております。

まず、担当課長のほうからお話をさせていただいて、その次に町長のほうから方策なり施策なりを言ってくれたら結構だと思います。なるべく聞かれる側の立場になって専門用語は使わずになるべくわかりやすくご説明を願いたいと思います。

まず1つ目「人口の減少」についてでございます。

年間200人から240人減少しておることは皆さんご存じだと思いますけれども、その中には社会減と自然減とがございます。そんな中高齢化比率につきましても50%を超えている。このような対策を進めていくのに、どのような対策を進めていくのかということを担当課長はどのような対策を進めていくのかというのは町長に話しますが数字だけお答え願いたいと思います。まず担当課長から。

野木議長

藤本町民税務課長。

藤本町民
税務課長

はい。それではまず人口の推移を申し上げます。

平成28年4月現在7,796人の人口がいたのですが、令和3年4月1日で6,596人となっております。1,200人の減少です。

高齢化率ですが平成28年には44.8%だったものが、令和3年4月1日で51.3%、約6%からの上昇となっております。続きまして社会増減、要するに転入転出者の数を見た場合、転出者の数が増えております。これが年平均95人で5年間で約476人減少しております。

それから自然増減、生まれてきた子供と死亡なされた方による増減ですが、年平均で142人、死亡のほうが上回っております。累計では712人減っております。

続きまして、出生数をもう少し詳しく述べさせていただきます。

平成28年22人をピークに、29年18人、30年19人、元年16人、令和2年15人、令和3年には10月末現在で8人の出生となっております。以上、人口の動きを述べさせていただきます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

ありがとうございました。

ご説明の中では200人から240人、つまり5年間で1,200人ほど減少しておると。出産については10人前後が現実やと。これからはまだまだ増えるのか、減るのか言うたら誰が聞いてもなんぼでも減っていくんではないかというような状況の中で、この対策を町長ご自身どう進めていくのかお考えをお述べいただきたい。

野木議長

中井町長。

中井町長

ただいまの上滝議員の人口減少に関する課題に対策をどうとっていくか、これは先ほど上滝議員の質問の中にありますこの人口減少対策と、いわゆる子供の数を増やす対策、そしてまた空き家活用対策、働く場の確保、この辺が全て連動してくるかなというふうに思っています。

そのような中で、今、藤本課長のほうから推移の説明をいただきました。

その中で、私自身も今、吉野町の現状がどのような動きになってるか、これがやっぱり1番つかむことが大事かなというふうな思いで、いわゆる自然減と社会減、この辺の数値をずっとおっていつてます。自然減というのはやはり高齢化率が高い地域でございまして、やはりある程度は下がってきますけれども、今のこの現状でいくとそれほどやはり数を減らすことは難しい。

その中で、特に社会増減っていうのを昨年からずっと見ておりますと、いわゆる転入者と転出者の数、ここがいわゆるずーっと推移で見ますと、28年から大体106人124人とか、80何人とかですね、この転入転出でマイナスになるわけです。で、いわゆる今年の上半期ですけれども4月から9月まで、転入と転出、この間、上半期でいきますと、プラス1になってるんですね。

ですから、いわゆる社会増減はプラス1であると、今の10月の時点でも、まだマイナスの5ぐらいまでで、少ない数字になっているということでございます。ということは、いわゆる昨年からおっているんですけれども、やはりコロ

ナだけの影響ではないと思いますけれども、いわゆる、今、都市部から地方へ流れてくる人であったり、そしてまた、今日の冒頭の挨拶でありましたけれども、東京事務所で拠点ある方が、地域に戻ってこられるとか、そういうふうな動きも少しずつ出てきている。

あともう1点は、フォレスターアカデミーとかですねこういうふうな、林業を学ぶような学校が出来た、そしたら、それに伴う人がやはり2年間でも住んでいただくことにつながる、そのときに、いわゆる空き家がなかなかこう、すぐ住める空き家がない、様々ないいわゆるその人口減少対策に対する、今の現状をしっかりと把握した中で、どういった手を打つかっていうことを、やはりやっていくために、いわゆるまず空き家のしっかりと提供できる空き家対策が必要ではないかなという形で、現在、受入れ協議会とかですね、空き家コンシェルジュそしてまた、行政と連携しながら、しっかりと空き家の掘り起こしをしていくというふうな形で、今は進めております。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

空き家については後で話しますけれども、人口減少というても、200人から240人減少しておるということはこれは確かですね。

そんな中でね、町長が3月かに町長選に出て当選をされ、そして5月の広報を見たら、人口の増減が書かれてないねん。町長ご自身や執行部の方は、その広報の数字が書かなくてもどのぐらい減ったのか、どのぐらい増えたのか、というようなことは、実際、手元にわかっと思えるかと思うけども、広報ずーっと長年人口女の人を何人減った。男が何人増えた、減った、そんなことも、広報には5月号から昨年5月頃から、書かれてません。

世帯数の削減は何ぼか書いてあったように思っているけども、やっぱりそこらを隠すようなことをしてもうたら困るという捉え方を私はしております。

要するに、今現在私も矢治で住んでますけども、隣近所見ましたらひとり暮らしの方が非常に増えてきておる。しかも女性が多い。

そんな中で、これからの暮らしをどうするのかという部分は、私たちがお互

いに歩み寄って、助け合いながら、この自然環境の良い吉野町で、あと僅かですけれども、生活を営みたいというような人が多いと思います。

空き家でも先ほどは、ちょっと話しとったけども、住んでおっても空き家がふえるために空き家が矢治でも2件か3件こぼたな周囲に迷惑をかける。台風が来たら瓦が飛んでくるというような状況である。そういうことでは大変心配やし、そんなことがあるとするなら、お互い地域の方々が連携をしながら、対策を講じていかなきゃならないというような状況になるかもわかりません。

そんな中で、行政としてしっかりと、人口減が毎月広報に出されてる増減も書いていただいて、そしてお互いに助け合って、どないしたら、この今住んでおられる皆さん方が、住んでよかったまちづくりを推進するためにはどうなのかってということまで、一人一人考えていかなければならないというような時期になっておりますけれども、町長ご自身は、私の意見に対してどうですか。

野木議長

町長。

中井町長

はい、今の吉野町の状況見ますと、高齢化率が51.5%、非常に空き家の問題も含めて、これは行政だけではできる問題でもない。今、上滝議員おっしゃっていただいたように、地域住民と一緒にあって、共同でやはり課題を解決していかないといけない、この辺は共通認識でございます。

ですから、いかに、そういった行政と、今自治協議会という組織もありますけれども、そういうのも含めてしっかりと情報共有をしながら、そして、課題がどこにあるか、これ常にやはり、対話とコミュニケーションというのが必要になってこようかなというふうに思います。その中で、いわゆる空き家の部分に関しましても、いわゆる、危険家屋になるのか、もしくは、近々空き家になる。

だからこそ、できるだけ空き家になる時間を減らして、利活用してもらおうような、そういった掘り起こしもいわゆるそういった、コミュニティーがあるからこそ、やはり課題解決につながると思いますんで、そこはしっかりと行政としても取り組んでまいりたいなというふうに思っています。

野木議長

はい、上滝議員。

上滝議員

その取り組む姿勢というのは口ではなんぼでも言えんねんけど、実際行動に起こさなければなりません。

次に、空き家の活用施策についての話をさせてもらいますけれども、空き家が町内に600件以上あると調査成果があります。

その調査結果はどう活用したか、今後の活用方針については町長のほうにお話をいただくわけがございますけれども、担当課のほうからご説明を願いたいと思います。

野木議長

はい、北谷協働推進参事。

北谷協働推進担当参事

空き家の活用について及び空き家の平成28年度の吉野町空家等対策計画についてのご質問と思います。

まず、平成27年度に空き家の調査をしまして、平成28年度に計画がまとまりました。そのとき議員がご指摘の件数が608件というふうになってます。

正直申しましてそれから空き家の数っていうのは正確な数字は現在把握しておりません。

上滝議員

何年経つとるの。

北谷協働推進担当参事

6年ですね。それからですね、それとさらに空き家対策計画の趣旨から言いますと、ここに計画の中では、主に空き家の利活用・予防それから危険除去という3項目が挙げられています。その中で、この計画では空き家の所有者に意向調査をしたところ、約半数が空き家に対して「貸してもいい」「売ってもいい」という意向がございました。それをもとに利活用……、利活用しいては予防につながるような対策を講じているというのが中心でございます。

その中で、かねてからご承知のとおり、吉野町では平成27年度から空き家コ

ンシェルジュ、NPOに空き家の利活用の依頼をしています。

ただですね、その中で一定の成果は上がっております。

実際に、空き家バンクが登録して延べ89件の空き家成約件数があつて、転出した方もいますけども、定住者が84名となっております。

このような状況でございますが、ただ言いましたように、空き家の課題としましては、利活用の部分については需要……、要するに「買いたい」「借りたい」という方が454件あつて、ただ課題として、供給件数、貸したい売りたいというストック件数が現在29件しかないという、このような状況でございますので、ここについてはNPOは、当然積極的な個人情報関係もあるし、NPOという団体の性格上、営業活動を積極的出来ないということですので、そこについては、行政とともに行政と地域とが一体となって空き家の掘り起こしを行い、それをコンシェルジュにつなげて、利活用につなげるということを基本的には思っております。なお、いうようにもう吉野町も議員がご指摘のように人口減少で、空き家もふえてきております。その対策も、講じなければならないということは認識しております。

その中で、さらに調査を進めて、差し当たっては自治協がある集落支援員さん。4自治協あるんですけども、その集落支援員さんにまずは、空き家の情報を、基本的な情報を今、調査してる最中でございます。

さらにコロナの状況によりましてですけども、区長さん方にもご協力いただいて、この28件での空き家計画をもとに、空き家がもう既にさっき借りてるとか、解消してる分もあるし、壊している分もある、逆に増えてる分もあるその部分を調査して、利活用それから空き家の適正な管理を所有者に促していくようなことを考えています。以上でございます。

野木議長

上滝議員。

上滝議員

質問内容は、私のは解っていただいておりますけども、もう5年も6年も経って人口も5年経って1,200人つまり200人から240人ほど減つとる中で、まだ空き家が減つとることないわな、増えとることは確実やな、町村によ

ってはね。財力があるのかないのか知りませんが、東吉野では、吉野町が、いやいや、東吉野村が、家を買って、税金の関係で税金……、町が買ったなら税金がかからへんな。あれ。家屋とか土地とかは。そんな非課税範囲があるから、何千万か知らないけど、数字は知らないけど、そういう施策をとっておられる村もあるねん。吉野町はそういうことはしてませんが、空き家でも十分活用できるような部分もあるし、使えるところもあるやろうし、またその反対にもう出てしもうて、ほったらかさんなって家が潰れそうになると。近所迷惑やと、その撤去を町へお願いしたら、町は何も出来ませんと。ただ、その人たちの所有者に対して催促をしていく。それは責任持ってやっていきますという答えでしたけども、それ以外に、安全で安心して住める吉野町でありたいという我々の気持ちと行政の気持ちもわかりますけれども、そこらもうちょっと深く考えていただきたいなあと思います。

町長、空き家に対してあなた自身どう考えておるかお答え願いたいと思います。

野木議長

中井町長。

中井町長

空き家は先ほど600件、そしてその中でも、特に今、空き家を求めて空き家バンク登録されてる方がおられるけども、提供できる物件が30件余りであるとかそういうふうなミスマッチが起きているっていう状況でございます。

ですから、1つでも多くの空き家をしっかりと提供できるような形に持っていきたいというのは私自身も思っています。

上滝議員

ちょっと待って。

空き家で使える件数が34件って言ったん。

中井町長

供給、供給ですよ。

野木議長

北谷参事。

北谷協働推進担当参事

すいません。今空き家バンクで、空き家を貸したい売りたいという登録が 29 件、ストックが 29 件です。

上 滝 議 員

なるほど、なるほど。はい。わかりました。

中 井 町 長

よろしいですか。

いわゆる需要に対する供給が少ないというこの現状を少しでもやっぱり打開していきたい。それはいわゆる人口減少に歯止めをかけたとか若い世代がやはり住める環境づくりになってくると、その中でいわゆる 28 年から、そういう空き家のですね調査をしながら今に至るとるわけですけども、上滝議員おっしゃっていただいたように、今まではその空き家に対していわゆる暮らし環境とか総務課とかまた協働とか、そういう形でばらばらやったやつを本年度の 4 月から協働のまち推進の中で危険家屋また利活用、調査も含めてですけども、1 つにしたと。

ですからこれからやはり行政としては、ワンストップ窓口の形で移住者支援をしていくと。そのためには、まだまだシステム的につくらないといけないし、また民間の活力も必要であると、今の空き家コンシェルジュさんの情報元であったりそれだけはなかなか厳しいところもある、そこはできる限り利活用が進むような体制づくりに持っていきたいなというふうに思っています。

野 木 議 長

上滝議員。

上 滝 議 員

町長とりわけ、東吉野の真似をするんじゃないけども、吉野町が安い物件があれば、買上げてそれを活用して住んでいただくようなことの方策はかけらもありませんか。

野 木 議 長

町長。

暮らし環境
整備課長

ちょっと資料がないので、今ちょっと……。

上 滝 議 員

大体わかっとなる範囲内言うてみさ。何件ほどあったんどい。

森 脇
暮らし環境
整備課長

すみません。4月に今の課に替わってきませんが4月からは、1件もないです。

上 滝 議 員

4月から1件もないって。過去に何件あったんかっていう引継ぎぐらいしとかなあかんわ。

森 脇
暮らし環境
整備課長

はい、申し訳ないです。

上 滝 議 員

どのぐらいの費用がかかったら、補助金が出るというその補助金の制度もあるのかないのか。あるの。ないの。俺はないと聞いとるんやけど。

野 木 議 長

誰が答えるの。
和田副町長。

和田副町長

今おっしゃっていただいている耐震といいますのは木造住宅に住んでる方で、耐震診断した中で、数万円だと金額はちょっと、何万円かと思えますけども、それで申請があれば、本人さんの申請があれば、私どものほうで56年の6月以前に建てられた木造建築について、補助を出させていただいて、耐震診断をされ、そのあと耐震改修をされるということがあれば、耐震改修をしていただくというふうな形です。

ただ、それで件数についてはちょっと、今、データがないんで、実際やって

おられることは事実です。

上 滝 議 員 補助制度はあるのかって聞いているねん。

和田副町長 耐震診断についてはあります。

上 滝 議 員 今も。

和田副町長 あります。

上 滝 議 員 何ぼ。

和田副町長 2～3万だと思います。多分……

上 滝 議 員 何ぼぐらいかかるんど。

和田副町長 いやその辺の部分は、そのものによって変わってくると思うんですけど、もう一度確認はさせていただきます。ただし条件は昭和56年の6月に建てた木造の住宅というのが条件だったと思います。

野 木 議 長 上滝議員。

上 滝 議 員 実際、耐震の費用が2～3万の補助金やと、耐震するためにはどのぐらいいるのかってということもわからんままに話をしとんねけど。

行政の人が知っておると思って。それを活用したのが、吉野町の世帯数は、2,000人か……、何ぼだよ、世帯数って何ぼあんねんな。

今の広報に載っとるの。3,000世帯やな。

その3,000世帯のうちの耐震みたいなんしてあるの吉野町でどのぐらいしてあるの。わからへんの。だいたいであえやん。

野木議長

和田副町長。

和田副町長

データがございませんので、今ちょっと持っておりません。

それについてはまた調べて報告させていただきます。

上滝議員

実際、空き家対策っていうのが必要やとするなら、やっぱり各大字、何件ぐらい空き家があつて、すぐに使えるような空き家がどれぐらいあるのか。

あるいは立野1件、国栖1件、矢治・中荘2件、私4件ほど壊さな周囲に迷惑をかけるっていう建物が現実にあります。

それを、補助金あんのかないのかっていうことを聞かれたことがございます。そういう調査っていうのはやっぱり大事ですので、そんな7年前にやった報告が600件やと、今やったら1,200人も減つとるんやから700件以上私は、空き家があると自分では思っております。いろんなこと数えたことないけどね。

しかし、そんなこともしっかりと見て、調べて、そして活用できるなら活用して、1人でも多くの方が吉野町へ住んでいただいたらなど。そう、私自身は思っております。

その次に、これはこれでおいて、働く場所の確保についてでございます。働く場所が減ってきておるといふ状況はコロナの状況もあるんかと思ひますけれども、第5次総合計画でどういう方向性で進めていくか町長のほうからお答え願ひたいと思ひます。

野木議長

はい、中井町長。

中井町長

働く場所の確保ということで第5次総合計画、そしてまた「まち・ひと・しごと総合戦略」人口ビジョンも含めてですけれども、そこにいわゆる取組のプロジェクトとして4つの項目を挙げています。

1つずつ言いますとなかなかあれなんですけれども、地域経済活性化プロジェクト、そしてまた安心な暮らしプロジェクト、結婚出産子育てプロジェクト、

地域の魅力づくりプロジェクト、こういうふうな4つの軸にいわゆる労働環境そしてまた働く場所の確保をしていく方針であります。

今、吉野町の環境を見ますと基幹産業が様々ございます。

ここは、ハローワークを通してですけれども雇用を出す。出しますけれども、なかなか現実問題として、なかなかその仕事につく人が少ない。

これは多分、上滝議員もご存じかと思えますけれども、今、若い世代が事務職とか、今デジタルとかいろいろそういった企業の事務的な仕事も含めて、やりたいというニーズとそして今、この山村地域における産業の雇用が、ここはなかなか合致していない。だから、働く場所はあるんだけど、なかなか仕事に就けないというふうな状況ではないのかなというふうに思っています。

その中で、働く場所の確保の中で、今コロナによって、ワーケーションとか、テレワーク様々な形で地方に拠点を移す企業もありますけれども、支社を置きながらテレワークをする、そういうのも増えてきています。

その中で、吉野町においても、今産業観光課のほうで、ワーケーション事業であったりテレワーク事業、やはりそこに応募される方は、企業の方が多いです。我々も実際にマイクロツーリズムの中で、そういう方々が仕事をしながら津風呂湖に行かれたりとか、そしてまた地域の課題、空き家の問題も含めてですけれども、私のほうにいろいろそういう話を来てもらう機会もあります。

で、そういった方々がいるってことはいわゆる関係人口の中で、いかに、その人たちが、いわゆるこの地域の中で、そういうふうな、仕事を持っていわゆる新たな働く雇用を産んでもらえるか、そんなことも積極的にやる。これはニュービジネスになるんですけども、そういう方と、そして既存のある産業の労働雇用をどうしていくか、この両輪をしっかりとやっていくために、いわゆる、ハローワーク等ですね、雇用対策に対する協定書を締結しています。

そういった方が形で協定を結んでいる中で、いわゆる既存の産業の雇用をどうつくっていくかっていうそういうふうな活動をやっぱり、この辺のエリアの中での応募だけではなかなか厳しいというふうに思っています。

ですからホームページ等々、いわゆる割り箸業であったり、製材業であったり、その産業の歴史、ストーリーも含めてそこに価値観を求める方々に働いて

もらうようなメッセージ性のもんの発信もしていきたいなというふうに考えています。そういった形で雇用や働く場所をつくっていききたいなと思っています。

野木議長 上滝議員、もう時間が来てますんで、簡潔にお願いいたします。

上滝議員 あと最後に、税収の確保でございますけれども、先ほど来一般質問で、藤本議員がやったんかな、話しとったときにお金の問題、この自治体そのもの自体が3割自治と言われております。3割全体の3割が地方税であると。

あと何割が何なのかっていう部分。地方交付税で私は7割、あとの7割を地方交付税でという考え方を持っとんですけれども、町長ご自身は4割と言いましたな。どういうことで、あと3割はどうなりまんの。

それを教えてほしいと思って。

野木議長 町長。

中井町長 この地方交付金というのが、いわゆる今でも27億とか、このパーセンテージが大体、毎年……、

上滝議員 全体の……。

中井町長 そうそう。そうそう。そうです。

その割の4割になってくると、ほかにいわゆる国庫支出金とか、いわゆる県の負担金、そしてまた地方消費税交付金とか、そういった特別交付金も含めて、合算して、いわゆるあとの7割になってくると……

上滝議員 過疎債も含まれるわけやろ。

中井町長 過疎債も含めてです。そうです。そうです。

上 滝 議 員	含めてやな。
野 木 議 長	はい、上滝議員。
上 滝 議 員	<p>私、最後に税収の確保っていうそのものが気になりまして、昔から大体10億から12億の市町村民税があったと。今現在、7億ほど聞いております。</p> <p>その現在の徴収率はどのぐらいなのか税務担当課長にお願いをしたいと、お聞きしたいと思います。</p>
野 木 議 長	はい、藤本町民税務課長。
藤 本 町 民 税 務 課 長	<p>令和2年度の徴収率等を報告させていただきます。</p> <p>現年度分が98.74%で収納額は約6億9,400万、それから滞納分が、収納額が2,068万1,000円ほどです。収納率が47.86%。</p> <p>現年、滞納合わせて収納額は7億1,470万。収納率が95.8%です。</p> <p>滞納分の税金ですが10月末現在で未納になっているのは、約2,640万となっております。以上報告させていただきます。</p>
野 木 議 長	上滝議員。
上 滝 議 員	<p>ありがとうございました。</p> <p>とにかく、私、時間が来ましたんでこれで終わりますけども、吉野町として、何が1番優先的にやらなければならないのか。中井町長になってから、デマンドタクシーも運営をしていただいて、令和4年度からデマンドタクシーが、皆さんに喜ばれるように、健康を保持するためにも、病院行くためにも、買物一つにしても、便利さが出来て非常に喜んで来ておるという状況が大事なんで、役場自体が、役場の発想やなしに皆さんのご意見も聞きながら、主体性のある事業を展開してもらいたいなど、こう自分では思います。</p> <p>とにかく、難しい事を言うたらええねんって言うんやなしに、誰が聞いても</p>

わかりやすい答弁をしていただくことが望ましいのではないのかということだけ言って終わります。ありがとうございました。

野木議長

続いての一般質問の準備をさせますので、自席で待機願います。

再開いたします。

続いて、中西利彦議員より出されております。

(1) すべての高齢者が安心して暮らし続けるために

の一般質問をお願いします。

中西議員。

中西議員

8番、中西です。

議長の許可がおりましたので一般質問をさせていただきたいと思います。

ちょっとタイトルが「すべての高齢者が安心して暮らし続けるために」とちょっと仰々しいというか大層な話でございますが、内容的には介護保険制度についてちょっとお伺いしたいことがございますのでよろしくお伺いしたいと思います。

ただ私も久しぶりに介護保険のほうにいろいろ勉強しておったら、深いんですよね、非常に深くてわかりにくいところがあって勘違いのところがあるかもわかりませんのでその辺は、課長また町長どうぞよろしくお伺いをしたいと思います。

まず介護保険、そもそも2000年、平成12年4月から始まって21年経つんですけれども、そのたんびたんびに改正、いろいろ不備な点また変わった点が出てきて今回の改正で6回目になるところでございます。

もともと高齢者を社会全体で支え合っていく仕組みということなんですけれども、この今年、令和3年8月1日から料金がぐーんとアップしたんですけれども、その最たる原因というか要因というのは課長いったい何でしょうかね。

ちょっと教えていただけますか。

野木議長

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿
福祉課長

中西議員のご質問にお答えさせていただきます。

今の質問に至りましてはまず、初めに話がありましたように、介護保険制度というのは、確かに平成12年4月1日施行という形で、21年経過してまいりました。

当時、何でこのまず、介護保険が創設されたかといいますと、当時はやっぱりその要介護者の増加とか、介護期間の長期化とか、介護ニーズの増大が増えてまいりまして、どんどんどんどん少子高齢化、議員さんもお存じのとおり少子高齢化、これは全国的なものです。

で、当地域におきましても高齢者率がこの11月末で51.6%という形で、高齢者の数も増えてきております。

で、今ご質問の中でありましたように、この介護保険というのはみんなで支えていく制度になっております。これは、社会保険方式、給付と負担の関係が明確な仕組みになっておりまして、これを介護保険法第4条では、「国民は協働連携の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するもの」と明記されておりまして、財源は、保険料と公費という国民の負担により支えられている制度でございます。

公費投入するのも法で明確に提示されておりまして、公平性を担保するためには、公費50%を市町村12.5%、県17.5%、国20%と、おおむねものにはありますけども、施設、給付に係る部分についてその負担割合、残りの50%については、第1号被保険者65歳以上の方が23%負担しますよ、そして第2号被保険者、40歳から64歳の方が、27%を負担して、みんなで支え合っていくという介護保険制度でございます。

その質問のとおり、だんだんだんだん、そのサービスを受給する高齢者がふえてきておるといふ形になっておるので、そこが介護保険の介護保険財政の構築がどんどん今出ているというような状況になってます。

野木議長

中西議員。

中西議員

そうだと思いますし、私もう1つ思ってるのはこの介護施設の、今回は食費とか部屋代の補助率というのは減額されたということが減額縮小されたということで当然こう値上がったということが1つと、令和3年8月から実施されるんですけどもこんな話はもう1年前ぐらいから決まった話で、今に施行が8月になったということなんですけども、今回の改定についてはやはり団塊の世代の方々が、大体2025年ぐらいからぐっとふえてきて、介護施設また介護利用というのはすごい量がふえてくると。2040年ぐらいまではずっと増えていくだろうと。そのときに支えていく、その今言うた40歳第2号の被保険者の27%の比率が非常に重くなっていくというあたりもあって、今ぐっと思い切った施策でもって、利用者負担をふやしたというふうなことを思うんですけども、その辺は課長どうでしょうか。

野木議長

吉村課長。

吉村長寿
福祉課長

今のご質問の件なんですけど、まず1点だけちょっとご理解していただきたいのが、介護保険の制度の保険料の設定があります。先ほど言いましたようにみんなで負担していくっていう制度でありまして、基本、月々負担するという吉野町の場合は、月6,100円を皆で負担しましょうという形で、それが第5段階層、要は1段階から9段階までの段階に分けて、1階目については、極端な話、低所得者になります。第9段階層については、住民税課税が合計所得金額が320万と所得は結構大きい方の間をとった5段階の層の方が6,100円という形になってます。

で、今回その制度改正……、議員さんがだいぶ勉強していただいた件なんですけども、今年の8月1日からこの改正があった内容につきましては、第1段階から第3段階というのは、基本的には低所得者の方に対して、やはりその、住民税非課税で、年金所得等がない方とかいう形で、細かく分かれておりますんで、そのこの階層の方についてやっぱり介護保険、保険料も安くなってるんですけども、そのこの方々が、負担する、やっぱり年金収入等がないので、その施設に入っていて、負担する費用は標準の5段階の人よりも、お安く設定……、

限度額を設けておるとい形になっております。

その限度額があるがために、少ない収入でも、その施設に入って生活できるという形になってるんですけども、今、改正されたところっていうのが、第1から第3の第3段階目の層の一定程度の年金収入がある方について、改正がありまして、その第3段階層の方が、基本的には、毎月の……、例えば施設料、使用料なんですけど、負担するのが介護保険料と利用者負担と、住居費と食費と合わせた費用を施設にお支払いする金額が大体標準の方でいくと。月々10万3,000円から負担をしてもらおう。で、今改正されたのは、その第3段階層の中でまた2つに細分化されて、年金が120万を超える方に対しては、今まででしたら、月5万9,000円あったんですけども、プラス月々2万2,000円を上乗せして、8万2,000円を負担してもらおうという形で、国は改正されました。

で、この国の考え方としては、先ほど当初にも皆で支える介護保険制度なので、今回の改正、国いわくは一定の収入、今でいう120万を超える年金収入ある方については、その分に2万2,000円を負担してもらおうという形の改正でございました。以上でございます。

野木議長

中西議員。

中西議員

私なりにちょっと調べたんですけども、今11月20日現在でちょっと特養とショートステイの入所者数をちょっと言いたいと思うんですけども、特養さくら苑で35名、柳光で45名、町外施設で43名、そして老健施設町外ですけども47名、介護医療医院潮田さん11人というのはこれ特養に入られる方、そしてショートステイ短期、それでさくら苑が19名、柳光40名、町外施設が5名、老健施設が2名、町外1人とか、合計248名おるんですけども、その中でですね課長、今言われたもちろん低所得者の1番非課税の方はいるんですけども、今、2万円何がしかの課税をされるといわれる3段階目の方っていうのは、この248名のうちでどれぐらいの数の方が、今回の8月からの値上げにかかる方っていうのはわかりますか。

野木議長

吉村課長。

吉村長寿

失礼します。

福祉課長

今この法改正で今、全体的に248名の方が、今この1から3段階の方が対象になります。今回、法改正に該当される方が、第3段階層が今まで1つだったんですけども、それをまた細分化して、年金120万円以下の人と120万を超える方を細分化されました。今、その細分化されて年金120万円を超える方が、48名が該当されると、この8月1日からその48名の方が、食費月2万2,000円の負担を月々納めてくれという改正でございます。

野木議長

中西議員。

中西議員

今課長のほうから、48名の方が2万2,000円程度、8月1日から上がったと。その上がり方なんですけどね、施設の利用税とか部屋代というところにのせてあげたらよかったんですけども、食費についてあげたというなことで1日650円の食事代が1,360円になったと。

ということは1月に1万9,500円ぐらいで済んだ方が、4万1,000円ぐらいになるということなんですよね。

普通、一般的に考えたら私たちも、家族で住んで4人暮らし、5人暮らしで1人4万円の食費なんかとって生活してる人なんか僕、世の中におれへんような気がするんですよね。

ほんでそれしかもね、48名の方が倍以上のお金を払って食事をいただいていると、食事の内容ってすごいゴージャスな食事になったんかと言うと全く中身は変わってないということなんですよね。それが現状なんですよ。つくってる人も言ってるし、食べてる人も全く同じですよ。これ一体どうなってんねやろっていうことが疑問なんやけどもその辺は、部屋代とかの今までの差額とかを加味してそういう数字が出てきたんやろうというのは想像はできるんですけども、余りにも倍額4万円を超えるような1か月の食事代。ましてや高齢者でそんなぜいたくで毎日肉食べてとかいうようなことでは、ましてやそういう施

設に入られる方ですから、そんなはずがないんで、その辺の食費代にかこつけて倍増したというあたりは皆さんその48名の本人もそうでしょうし、その家族の方がお金を払ってる方は多分本人もそうでしょうし、息子さんだったり娘さんであったり、家族の方が払ってると思うんやけども、何でそんなもん倍になんのというのは、それは納得いかないというのを見たら当然の話やと思うんですよね。そのへんはどうですか。

野木議長

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿福祉課長

失礼します。

中西議員のご意見は私もごもっとも……、そこの側面だけを見るとごもっともな意見でいきなり食費に関して法改正をされたように見えるというか、現実そういうふうになってます。

国の考え方といたしましては、最初にも言いましたように限度額、要は低所得者に対して限度額を設けておる制度であって、食費だけにかけておらず施設入所者に関しての介護保険料と利用者負担と住居費・食費セットで、物事を考えとって、もともとセットで5万9,000円しか負担しないところが、今8万2,000円ぼんっと上げられとるんで、たまたまそこには食費という形になってるんですけどもトータルで考えると8万2,000円を2万2,000円上げるのに、国の考え方としては、居宅で生活するにおいてもその施設で生活する上でも、食費は必ずいるものであって、居宅でおる人に関しての限度額認定というか、減免というのはないんです。今、介護保険法上では。ですので国の考え方は、施設でおろうが、居宅であろうが食費はいるので、その点で物事を考えて、今、その月々に2万円近い値上げという形になります。

その点をとらえると、確かに議員さんおっしゃるとおり、今まではかからなかった部分が、毎月2万2,000円負担せよというような状況なってます。

もう1つの考え方として、第3階層より上の方、第4段階層の方については、基本的には、10万3,000円という高い費用を払っておって、第4段階の中でも、年金所得が80万円以下の方もおられるので、その公平性を国は、ついてきた

というようなことで、やっぱりその公平性を担保するという形においては、国の考え方としては食費というところに身を当てたというのが現状でございます。

野木議長

中西議員。

中西議員

介護保険の難しいところがそこなんですけどもね。

課長もご存じだと思いますけど、今第3段階の2つに分けたうちの高いほうのところ120万を超えるとこっていう話ございましたけども、この間から厚労省の発表で、厚生年金をひと月にもらうお金の平均値が14万4,000円余りなんですよね。で、国民年金が5万5,000円余りぐらいが、みんなの日本人の平均の年金所得であるというのは、ちょうどねその14万円ぐらいやったらね、まさにその3段階の2つ目に上がったところで、1番人間の多いところから取りやすいところから、ば一つと取っとるというふうにはしか見えんのですよね。

それはどうかなというような気がするので、確かにね今80を超えるような方ややったらね、年金でもあの人25万ぐらい年金あるらしいとか、30万近くあるらしいなという方はさらに今もいてはると思うんですよ。

そんな人は、正直な話ちょっと言葉すぎますが1番第4段階という層で、お金がある人ですから、僕は払ってあげたらいいと思うんです。ところがね、10万円ぐらいでやりくり、月額ね。ちょうど120万をちょっと超えたというような人がね、本当にそれにひっかかっていって、2万2,000円上がったら、年間20数万上がってくるわけで、そうしたらその施設にも入れられない、また、ショートステイの回数もちょっと減らそうやないかというようなことが考えられるんでね、ちょっとその辺はどうかな、見直しというまでは言いませんけども、こないだ自治体のこのキャラバンの要請書の中にもちょっとあるんですけどね、ちょっと抜粋の部分の一部読みたいと思うんですが、8月より補足給付の見直しが実施され、補足給付からの除外や食費の引上げによって、施設への入所、短期入所サービスの利用が困難になることが見込まれる。多い方で月2万円から4万円以上も負担増となり、施設を出ざるを得なくなったり、短期入所

の日数・回数を制限せざるを得なくなる場合も出てくるのではと危惧される。

国に対してこの補足給付の見直しは撤回するよう強く要望していただきたいというのを自治体宛に出てるのはキャラバンの回答でございました。

私も町長にちょっと1つお願いというんかなんですけども、当然のように先ほども申しましたが、この介護の8月からの値上げの申請というのは、当然去年ぐらいに始まってでき上がったもんやと思うんですよね。そういう、これは来年の8月から上がるぞというようなことはもう多分町長らはわかってたように思うんです。そのときにやはり市町村が連携してそんなことは急に上がるんだから上がることはお金がないということで当然あるんだろうと思うんですけども、それはやぶさかではないんですが、急に上がるもんですからいわゆる激変緩和措置的なものを、自治体としてほかの自治体でも連携してもっと国とかに要望したりする必要があったんじゃないか。そして、今令和3年の8月からですけども、せめて半年、せめて1年間ぐらいは、激変緩和のときで5,000円ぐらいに抑えましょうとか1万円に抑えましょうとかっていうことが自治体の長として僕は出来たんじゃないかなというふうに思うんです。その辺がちょっとそういう連携をとってもらえなかったっていうことが非常に残念であるというのが1つと、当然これいろんな意味で人口も減ってきますから、そして利用がふえるもんですから、またこれ改正というのは必ず出てくる。

そのときにはもういち早くこの厚労省の動きを察知してぜひともその自治体連携で、国に要望を上げていただきたいなというふうに思うんですが、町長その辺はどうですか。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、中西議員がおっしゃっていただいたように、特に日常の生活に直結する部分でございます。特に、山村地域におきますと介護であったり高齢者が多いということで、この辺の情報元であったりとかいわゆる事前に向けて、もう少しきめ細かな情報提供であったり、そしてまた今おっしゃっていただいたような、担当者としっかりと連携を密にとりながら、こういう制度改正が多い分に

関しては、今まで以上にいち早くキャッチした中で、いわゆる首長の中でも、たくさんおられますので、そういった意識のもと動いていくまた、県、国にいわゆるこういう場合は、しっかりと対象者が高齢化に関わってくるんで、激変緩和措置という形でやってほしいとかいわゆる、どちらかという今までのこの介護保険制度だけに限らず、いわゆる行政側からプッシュ型でしっかり情報提供してあげるっていう形をもっとやっぱりきめ細かにとれるように、しっかりと体制を構築していきたいなど。その中で、いわゆるできる要望であったりというのはしっかりと、また国の担当者等も含めてやっていきたいなというふうに思っています。

野木議長

中西議員。

中西議員

吉野町は、ちょっと話変わるんですけども子育て日本一を目指すとか、前の北岡町長が言われて確かに県下でも、1番2番ぐらいの手厚い施策をとられと思います。

先ほど課長の話の中で、何回もその公平性、あた公平性という言葉が出て私、それを言われるためにちょっと非常に言いにくい話になってしまったんですけども、当然、子供も吉野町民ですし、お年寄りも吉野町民であると、こういう激変緩和のときにこれは公平性を欠いてしまう部分になって駄目なら駄目と言ってほしいんですが、激変緩和のときですから、せめて1年間ぐらいは少しだけ、町のほうが、行政側が手を差し伸べてあげるということは出来ないもんかということなんですけども、先ほども課長がありました。

施設に入って生活するのも介護、家で面倒見るのも介護という点から、ちょっと言いながら、非常に難しい部分かなというふうに思うんですが町長その辺どうですやろか。

野木議長

町長。

中井町長

今、中西議員のおっしゃっていただいたように対象が48名ですか、その方

がおられます。ただまあ先ほど、吉村課長からも説明がございましたここはある意味、大きな国の制度の中で、負担能力に応じた負担を求める見直しが今回行われたという中で、今この現状がございました。

で、1ついじることによってそこでほかのバランスが崩れてしまうということもございますんで、そういったことを総合的に考えた中での、今回の改正がなされた、違う意味でいきますと今後、先ほどちょっと答弁させていただきましたけれども、こういった改正制度に関して事前にしっかり打てることで、これからも改善していきたい。

それと同時に先ほどの第5次総合計画の中で、優先順位、重要で優先順位の高いもの、その中にもやっぱ高齢者福祉の充実ってのがございます。

ここで、施設に入るまでにしっかりと介護予防であったり、健康寿命であったりと、そういう制度も含めてしっかり、いわゆるここにもありますけれども今、居場所のですね、高齢者の方やコミュニティしてます。いわゆるそういうところでもしっかりこういう制度を伝えていくことであったり、また本人さん以外にも、家庭で、家族の方に伝えることも含めてやっていきたいなというふうに思ってますんで今回の、今の件に関してこの部分だけ補助制度作ってしまうというのは、非常に厳しいっていうのが現実でございます。

野木議長

中西議員。

中西議員

よく分かるんです。今も言いました48の方に例えば激変緩和で何かの例えばお金でも支給するというようなことになったら、第4階層のお金をたくさん払ってる方、私らはどうなるんですかっていう話が当然出てくるし、家で面倒見てる方は、私らはないんですかっていう話になって幾らたってもお金が幾らあっても足りない。だから、介護保険の難しい、勉強すればするほど難しくなっていくというのはその辺だったんですけども、また先ほど申しましたそういう、また改正の動き値上げの動きいう時あるときには、いち早く察知いただいて、国に要望できるものはして、できるだけ負担の少ないようにしてあげるようなことも、親切の1つではないかなというふうなことを感じますんで、ど

うぞよろしく願いいたします。以上で終わります。

野 木 議 長

本会議の会議中ですが、ここで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における議場の換気のため休憩といたします。

再開は2時30分といたします。

(午後 2時22分 休憩)

(午後 2時30分 再開)

再開いたします。

続いて、辻内正誠議員より出されております

(1) デマンドバスについて その1

(2) コロナワクチン3回目接種の予約について

の一般質問をお願いします。

はい、辻内議員。

辻 内 議 員

2番、辻内でございます。

一般質問の機会をいただきありがとうございます。

1つ目の質問、デマンドバスその1について質問させていただきます。

まず、デマンドバスに対する私の思いを話させていただきます。

その1とした理由ですが、交通モビリティは重点課題として位置づけられており町長も1丁目1番地の取組みであると、以前の議会でおっしゃられてました。そのモビリティの手段がデマンドバスであります。

また、昨今、日本のあちこちで起こっている高齢者によるブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故、裏を返せば、運転免許返納も決して都会の他人事ではありません。

一方で、吉野町での車のない生活は想像の出来ないのも事実であります。

よって、私は、このデマンドバスの完成形はないものと考えております。

常に改善、改善を重ねていくものだと考えています。デマンドバスについて

は、これからも住民の意見を酌み取り、一般質問あるいは委員会等へ反映していくつもりです。その思いを持って今回その1とさせていただきます。

今日は、デマンドバスについて2つのことに関してお考えをお聞きいたします。まず1つ目、デマンドバスの停留所でございます。

スマイルバスに比べると、約100か所の停留所を多く設置していただきました。結果として「辻内さん便利になったわ」「自分で買物行けるようになったわ」という声も聞こえます。その一方で「もう少しでいいから家の近くまで来ていただきたい」「今の停留所まで歩いていくのが本当に大変」という声もたくさん聞きます。例を2つお話しいたします。

1つ目の例でございます。

家が比較的高いところにあって、停留所までは約100メートルです。行きは大半が下り坂まだましです。帰りは上り坂になります。家の30メートル下までは4トントラックが通れる道があります。結局その方は、その100メートルを歩くのが大変もしくは不可能なので、デマンドバスの利用者に登録されておられますが使ったことはございません。日曜日に娘さんが帰ってこられて、買物に連れていってもらっておられるのが実情でございます。「辻内さんなあ、木曜日に卵なくなったわ。気づいても日曜日まで我慢しとんねん」と私に話してくれました。これが実態でございます。

もう1つの例を話します。

家の玄関には杖が置かれておりました。この方のお話でございます。

この家の方から停留所まで小さな谷を渡って、ちょうどまた100メートルぐらいのところまでデマンドバスの停留所が見えています。

家の前には4トントラックなら走れる道があります。

「辻内さんなあ、あの停留所まで私10分かかんねん。この前の道でとまってくれたら助かるんやけどな」計算してみてください。100メートル10分。10メートル1分。1メートル6秒です。1メートル歩くのに6秒かかる。ここを想像してください。いかに杖をつきながら大変な歩行されているか。

これは僅か2つの例ですけれども、吉野町には似たような方が多くおられると思います。

町長は、いろいろな折に町民の1人も取り残さないとおっしゃっておられます。このような例の方が私の本当に直感ですが、町内には大体30人前後おられるように思います。特にデマンドバスを使いたいのにと停留所までの距離が問題で使えない。何ともやりきれないではないですか。誰でも家の前まで来てほしいというのはわかっています。それが無理ならどうしても家の前まで来ていただきたいという方を、役場の方が面談して把握して対応していただきたい。

町長のおっしゃる1丁目1番地の施策で、取り残されてる住民の方がおられるというこの事実を踏まえ、一定の理由が認められる方については、家の近くまでデマンドバスが行くという、私の要望というか住民の方の要望について、町長もしくは担当課のお考えをお聞かせ願います。

野木議長

中井町長。

中井町長

ただいまの辻内議員の「デマンドバスについて その1」ということでご答弁をさせていただきます。

元来のコミュニティバス路線から今、デマンドの実証実験に入りました。私自身も、今おっしゃっていただいた2例でございます。それ以外にも元来コミュニティバスでも乗れなかった方が、またデマンドに乗れるような1番最初に教えただいていただいたように改善と改正を繰り返す、そこには当然財源というのが必要になってくる、そしてまたマンパワーも必要になってくる。

そういうことも含めながらできることを1つずつ積み上げていき、改正できることは改正していくという段階が今の実証実験だと思います。その中でこの制度で今まで30人利用だった方が40人になる、50人になるということは、いわゆるトータルとしてみたときには1人1人を救っていくことになってくる。

その制度で救えないところをまた福祉制度政策とか介護の部分で救えるとかそういういろんな複合的なことをしながら、どこの方が1番救えていないかということもこれから多分、このデマンド運行をすることによって見えてくるかなというふうに思っています。

そんな意味で、大きな意味でとらえると、今は、今までコミュニティバスで

やってきて空白地帯になっていた、そこには住めないという方がこれが入ることによって暮らし続けられるっていう、ここの方を救うことにもなってますんで、その辺のプラスの部分とそしてまだ救えない部分、ここはしっかりと整理しながらこれからのデマンド運行につなげていきたいなど、大きな意味で私のほうから答弁させていただき、あと細かい部分について担当参事よりお答えさせていただきます。

野木議長

北谷参事。

北谷協働推進担当参事

実情は、私もある程度把握しています。

ただ先ほどの山本議員さんの一般質問にもあるように、効率の面っていうのも、一方で考えなければならない。コストの面。自治体による公共交通手段の確保、例えば乗降場所を細分化し、住民サービスを向上を目指せば一方で、乗り合い率（効率）が悪くなり、それに比例して費用を上昇することは否めません。

現在、デマンドバスは車両5台、運転手、予約オペレーターによる運営をされていると、病院や駅を起点とするデマンドバスの乗合率は少しずつは上昇していますが、まだまだ上昇しなければならないと思っています。

限りある台数で有効に運営するには、乗合率の上昇が不可欠であります。

また、一方でよりタクシーに近い形になると、民業圧迫となる可能性があり、現在の状況をある程度維持しながら、民間事業者とサービスの提供の役割分担、要は交通手段の選択も確保しなきゃならないと思っていますので、そのバランスを考えながら、今の形をまずは維持したいと思っています。

ただそういうものの、議員さんという指摘も十分ご理解します。

町長が言われたように歩行が困難な方は、現在高齢者外出支援タクシーというものがあります。それと介護保険タクシーという病院通院の部分で、要介護1以上の方が利用できるサービスもあります。ただこれについてもなかなか社会資源の限りがあります。それも重々承知しております。

今後いろんな制度を組み合わせるとともに4地区に自治協議会というのがご

ございます。例えばその中に集落支援員というのを配置しております。

その集落支援員の方にもご協力いただきながら、救えない部分についてもある程度サポートしていただいて例えば家の近いところから、起点になるようなところまで送迎していただくようなことも考えていかななくてはならないと思っています。それともう1点、私もさらに加えるのであれば令和元年度に交通網形成計画を出させてもらいました。兼ねてからいうとおり75歳以上の利用が多い。特に単身世帯の75歳の高齢者が多い。通院に至っては20%、買い物については10%利用されているという。要するに75歳の利用が多い。さらに言うなら介護保険を重視すると、75歳以上の介護認定率が私が調べたところで37%、3人に1人強は介護認定を受けている、このような状況の中で75歳の人をどう移動していただくのかということは重要な課題であります。

今後、コストの面もありますけども運行を継続しながら、改善すべきところは改善したいと考えています。以上でございます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

運行継続しながら改善ということで、そのアイデア的なことになるんですけども1つまず質問しますけども、今デマンドバスに申し込まれた人が、大体何人おられてそして実際利用された方が何人おられるのか、逆に言うと何人の人がデマンドバスの利用権は持つとるけども、使ったことがないのか、ざくつとで結構でございます。

野木議長

北谷参事。

北谷協働推進担当参事

直近のデータによりますと、デマンドバスの登録者数は1,031人でございます。利用登録者数は446人でございます。以上でございます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員	<p>ということは600人の人が、まだ利用を1回もしたことないということですか。</p>
野木議長	<p>北谷参事。</p>
北谷協働推進担当参事	<p>数字から言うとそういうことなります。</p>
辻内議員	<p>この600人の人なんですけども、私もそのうちの1人なんですけども、利用する、とりあえず持っところっていう、お酒を飲むようなことを想定して持ってるんですけども、そういう方と利用したいけども利用出来ない。</p> <p>ここ大きな違いがあると思うんですよね。</p> <p>ですから600人の方に対して、何らかの方法でなぜ利用されないんですかっていうことを聞いてそしてその利用されない、利用されないというか利用出来ない理由。</p> <p>もともと介助が必要な方はお断りしますというのがこのデマンドバスですから、でも先ほど私が言ったように歩行はできるんです、でもバス停まで遠い、本当にバス停がそこに見える。その人たちに手を差し伸べるためのせめて調査ぐらいはまずは開始しませんか。</p>
野木議長	<p>北谷参事。</p>
北谷協働推進担当参事	<p>当然先ほど申しましたように、継続を運行しながら少しずつ改善するということには変わりありませんので、そのような調査はどこかのタイミングでさせていただかなければならないと考えています。</p>
野木議長	<p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>ありがとうございます。</p>

いずれにしてもデマンドバス、先ほど繰り返しになりますが使っていない人と使いたいけど使えない人の差は非常に大きいと思います。差というか違いは。

ぜひ使いたいけど使えない方、この方々を把握して助けてあげられるようにしていただきたいとこのように思います。

それではデマンドバスの2つ目、日曜日祭日の運行について質問します。

町長はといいますか第5次総合政策のキャッチフレーズに、人がつながりという言葉が非常に大切にしておられます。

この「人がつながり」は心のつながりもあるでしょうし、電話等でのつながりもあるでしょうが、最も必要なのは本当にその場所に行って出会うことであると考えます。

ここに11月の広報に入っていた吉野町が何らかの形で関係している行事の案内があります。「ほっこりカフェ 吉野町長寿福祉課委託事業」、「吉野音街道後援吉野町」いずれも日曜日の開催です。

人のつながりを標榜する吉野町が、主催や後援する事業が休日にある。その人がつながることを実現するデマンドバスを運行しないのはいかがなものかとこのように思うわけであります。

人のつながりが吉野病院の待合室だけであるというのは何とも寂しいではありませんか。ほかにも休日に運行してほしいという声があります。

「休日だから橿原で仲間と出会う、上市駅まで行く方法がない」こういう声もたくさんございます。人がつながる吉野町という考えを具現化するならば、日祭日のデマンドバスの運行は必要ではないかとこのように考えるわけであります。いかがでしょうか、ご回答をお願いいたします。

野木議長

町長どうぞ。

中井町長

私自身もつながるといえるのは、基本的に人がつながる、特にこういう過疎地域の中では先ほどの話ありましたように、介護予防であったり、健康寿命の増進そこにおいては必ずそういった形でのコミュニティというのは大事でございます。その中で、今、平日の部分のデマンドタクシーと、土曜日と日曜日、非

常に今実証実験中でやっています。

で、コロナの中で非常にこの辺の計画性っていうのは、基本的にどんどんこう、先ほど山本議員でしたかねイベント系の話もありました。ここある程度一定の感染状況が今も対策本部を設置中でございます。

ですから、そのような状況の中で対策をしながら、いかに安全にできる範囲でというのが今の現状でございますので、公にどっとうイベントを開催してどっとう来てくださいという形はまだとれない状況です。

ただ、これからある一定の感染状況が落ち着いてくるとこのデマンドの、来年度以降ですけれども、その辺の調査検証もしながら、町外利用者も含めてですけれども、しながらそしてまた保有してるバス、こういうデマンドタクシーそして通学バスであったり、様々な資産として総合的に考えて、どう回していくかっていう、そういう形での移動手段も考えていきたいなというふうに思っていますし、その先にあるのは、もっとうデマンドタクシーといわゆる循環型バス、基幹道路を循環する拠点を回すような形とかそういう形で、いわゆるそういう集いの場所に、にぎわいの拠点のところに行けるという形に持っていければいいのかなというふうに思っていますし、当然、行政の役割と、そして先ほど北谷参事が話しましたけれども、地域自治協であったり、いわゆる自治会組織、NPO、様々な形で救えないところをしっかりと協働のまちづくりの概念に伴ってやっていくっていう体制もしっかりと今予算編成してはありますが、本当に必要なところに必要なお金がいつてるのかどうかということ踏まえながら、そういう体制づくりに持っていきたいなという形で、土日とかイベントに対してのことも考えていきたいなというふうに思っています。

野木議長

北谷参事。

北谷協働推進担当参事

現在、スマイルバス、まずスマイルバスについては、土曜日は運行しております、前の議会でもお話ししたと思うんですけども、日曜日についてはBコースのみ運行しています。ただ、令和4年度からの計画を申しますと、土曜日も、当然デマンドバス運行します。それから日曜日、これについても日常生活で移

動手段の需要となれば、やっぱり通院とかが多いので土曜日・日曜日は格段に町民さんの需要というのは減ってきます。それに応じて、日曜日も今考えてるのは全域で一定の運行、デマンドバスの運行をしたいと計画しております。

また、イベントについても先ほど山本議員のご質問にあったように、主催者の状況も聞きながらと思いますけど、ただデマンドバスというのはあくまでも、日常生活の移動手段と捉えていますんで、その部分については、ある一定主催者側の移動サービスというのを考えていただかなくてはならないと考えています。以上でございます。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 結論から申しますと、日曜日の運行もほぼやる方向で思っておられると、こういうことで間違いないですか。

野木議長 北谷参事。

北谷協働推進担当参事 そのとおりでございます。

ただ、先ほど言いましたようにこのような運行、また先ほど言った、何回も同じように繰り返しますけども、乗降場所の設置等・運賃、そのようなものを実行するためには、どうしても法的な制約がございます。地域公共交通協議会にかけてそこを承認いただいた後に、そのあとに運輸支局に承認いただく。それと予算を認めていただくという、このステップになりますんで、これを実現したという条件下の中で、日曜日も運行したいと考えております。以上でございます。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 ありがとうございます。

最初に申しましたように、デマンドバスというものはもう今や吉野町になく

てはならないものになってきたと、このように理解しています。

改善、改善を重ねていくべきものだと、完成形はないと、このように思っておりますので、これからも住民の声を届けていきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

2つ目の質問「コロナワクチン3回目の接種の予約方法に関して」質問させていただきます。

特に人口の半数以上を占める65歳以上の方の予約に絞って回答していただいて結構かと思います。午前中の山本議員の質問の中で、回答の中に、今回は3回目は吉野町単独での集団接種と個別接種があるという説明がございました。そこで吉野町での集団接種と、もう1つは吉野病院での個別接種についての視点で質問をいたします。

まず、集団接種についてでございますが、結論65歳以上の方に一斉に接種券を配布し前回と同じように早い者勝ちである。電話やLINE、WEBのような予約方法を見直していただきたい。スマホが使えない、例えば私自身が使えないとすると、子供や孫がLIVEのチケットをとるようにLINEでどんどんアクセスしておられる。これが吉野町の実態でございます。

一方で、電話しか方法がない方は、何回も電話をして結果つながったのは1週間も後になって接種も後のほう。これでは住民の方に寄り添った行政とは言えません。例えばですけども、私は前回の2回目の接種の日を町はデータとして持っているわけですから、一斉に接種券を郵送するものではなく今週予約券を郵送するのは1番接種が早かった方から1週間、次週はその次に受けた人、その次はその次というふうに65歳より上の高齢者の方であっても、前回の接種の日時に応じて、順次発送していった順次予約を受け付けると、こういうような1つの例があるわけですけども、この集団接種について今どのような予約方法のとり方を考えているのか、担当課の課長さんからお願いいたします。

野木議長

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿福

ご質問にお答えさせていただきます。

社 課 長

今、辻内議員からおっしゃられたように、午前中に山本議員から質問あったように吉野町は単独で実施するというので今接種計画を立てております。

朝にもお話しさせてもらったんですけども、辻内議員もおっしゃるように接種された方ももう町は把握してますので、順次8か月を迎える人に対して通知をするという形、あんまり一遍にどんと接種券を渡しても8か月迎える人って結構期間長くいてるので、接種券を失う方もおられるということを想定しております。

で、今考えていますのは、ちょうど南奈良で2回目の接種が終了したのが、1番早い人で6月19日でした。で、6月19日の8か月後といいますと2月19日から接種可能となります。ですので町の接種計画としては、朝からも説明させてもらったように、中央公民館で2月19日から毎週、土日、土日、土日、土日という形で、それを4月17日まで吉野町中央公民館で、土日を開催すると、それ以降については若い方になってきますので、保健センターに会場を移して、一部は中央公民館に入ってきますけども、そこから以降については保健センター、4月22日金曜日、毎週金曜日、すいません。5月ちょっと連休を挟みますので4月22日金曜日、5月13日という形で、金曜日の夕方から夜間にかけて、接種する体制を今現在、構築しております。

で、65歳以上の方については、前も辻内議員からもいろいろご意見いただいたように、確かに早い者勝ちという形になってはまたまずいので、今打った方の65歳以上の方には接種をする3週間前に、あなたはこの日のこの時間で打てますよという形で3週間前に案内を出して、日は固定になりますが打っていただく。ただし、この日は都合悪いねんという形の場合、後ろに予約を入れ直してもらおうという形で葉書のやりとりでやろうかなというふうに計画を立てております。で、64歳以下の方に関しては、申し訳ないですけど今までどおり、スマホ、電話で都合のいいところに8か月以降で、接種会場で希望のところ予約を入れていくという形をとろうかなということで今計画しておるところでございます。

野 木 議 長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。

何か先に打合せしたようにまさしく何か私の思ってたようなご回答をいただきまして、非常にうれしく思います。

それでは2つ目ですけれども、吉野病院での個別接種についてお尋ねいたします。今年の5月25日吉野病院の予約には長蛇の列が出来てその対応に対する苦情が吉野町中で聞かれました。吉野病院は、個別接種ですからその予約方法の責任は吉野病院にあると言えます。

しかしながら結論から申しますと、吉野町が余りにも関与しなかったために起きた混乱ではなかったのか。

南和広域企業医療団の病院ですから、その責任の一端は吉野町にもあると考えます。そこでお伺いいたします。

前回の吉野病院の予約のごたごたを反省して、吉野町役場としてはどのように関与していくのか。予約方法についてのみですけれどもご回答をお願いいたします。

野木議長

吉村課長。

吉村長寿
福祉課長

次の質問にお答えさせていただきます。

まず、吉野病院・五條病院・南奈良総合医療センターでは今現在、朝からも話させてもらったように、初回接種（1～2回接種）を今も続けております。

12月1日付けで、南奈良広域医療企業団から通知がございまして3回目のブースター接種をどうするかという形で通知がございました。

で、南奈良の総合医療センターについては2月18日から毎週金・土という形で、南奈良の企業団の診察券をお持ちの方を対象に3回目の個別接種をされるということの連絡が入っております。

吉野病院・五條病院については、まだその辺はまだ検討されているような状況です。吉野町今回3回目を単独ですという形になりますんで、基本的に吉野町の集団接種で対象となる人っていうのは先ほどVRSの数字で5,500人

ほど2回目打った人がいますよという話なんですけど、そのうち大体500名の方が医療従事者と高齢者施設の方が該当します。

残りの500名に関して、こちらの中央公民館、保健センターでの接種を受け入れる体制を構築しますので吉野病院のドクター、また町内の開業医のドクターなどにここの集団接種の接種について、今ご協力をいただけるようなことで調整しておりまして、ドクターに関しましては、前向きにどんどん協力していただけるという回答をいただいていますので、吉野病院のキャパもここで受け入れるという形で接種体制を進めておるところでございます。

辻内議員の質問に関して答えられるかどうかわかりませんが、吉野病院の個別接種については、今のところ検討中というようなところになってますんで、吉野病院の立場としては、ここの集団接種会場のサポート、支援にドクターを出していただけるというようなことになってございます。以上でございます。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

確認のための質問みたいになるんですけども、私の今の吉村課長の説明を私なりに理解すると、吉野町においては集団接種も個別接種もここの中央公民館で行われるようになってくる可能性があるという理解でよろしいですか。

野木議長

吉村課長。

吉村長寿
福祉課長

申し訳ございません。ちょっと説明の仕方がまずかったと思います。

吉野町が行うのは集団接種を行います。で、個別接種というのは各医院、吉野病院、南奈良、それぞれほかの医院もございます。潮田さん、島田さん、町内には、そこらは個別接種という形でしていただくのは自由ですので、そこは当方からされるということになればワクチンを持っていくと、だから吉野町がワクチン管理をしていますので、個別接種を極力していただきたいです。

それほどしていただけると、住民さんも好きなその開業医さんがやってる

時間帯に入り込みやすくなるので、やっぱり利便性を向上しようと思ったら集団接種と個別接種は同時進行でやっていけたら、住民さんの利便性も上がります。ただ吉野病院については、今ところまだ検討中ということを知っております。以上です。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 ということは、私の危惧は全然消えてないわけですね。
吉野病院がまた「窓口で予約です」と言えば、5月25日と同じことが起こりうるわけですね。そこに対して、吉野町役場としては何も言えないんですか。またあるいは言わないんですか。企業団に対して。

野木議長 吉村課長。

吉村長寿 福祉課長 その接種される高齢者の方（3回目を希望される方）については、基本的にはあなたはこの日のこの時間で中央公民館に来てくださいという案内を皆それぞれ出します。で、それでも、いやここの集団接種は嫌やねんと、私はどこどここの医院で打ちたいという人は、どうぞ行ってくださいという形なのでベースは集団接種のキャパをつくっておるということでご理解いただければありがたいなと思います。以上です。

野木議長 辻内議員。

辻内議員 確認のために吉野病院で個別接種を受けられた方も集団接種の案内を何月何日に受入れますよという案内を出すということですね。

ですから5月25日のようなことは、恐らく起こらないであろうと、こういう理解ですね。わかりました。ありがとうございます。

今回予約についてももう春のようなことがないようにですね、吉野町内がコロナワクチン接種の予約でやいやいと苦情の嵐が、また吉野町中を吹き荒れてる

ということがないようにだけ、今のお話を聞くと大丈夫なような気がしますけどもこれからも気を緩めることなく、大変でしょうけども頑張ってくださいたいと、このように思います。本日はどうもありがとうございました。以上で終わります。

野 木 議 長

続いての一般質問の準備をさせますので自席で待機願います。

再開いたします。

続いて、下中一平議員より出されております。

(1) 吉野町庁舎移転について

の一般質問をお願いします。

下中議員。

下 中 議 員

4番下中でございます。

一般質問の時間を与えていただきましてどうもありがとうございます。

すいません。それでは早速質問事項に入らせていただきます。

どうぞよろしくをお願いします。

吉野町庁舎移転につきまして、こちらで勝手に移転という言葉を使用しましたが、前回9月議会で同じ質問をさせてもらったと思います。

そのときに、「まだ何も決まっていない」「まだ候補地ですら幅がある。検討の段階だ」というふうな町長のご答弁をいただきました。

重ねて質問させていただきます。

そのときには、防災面、ランドデザイン、予算等を勘案しないといけないことが縷々あるという中で、町長の思いの中で何を1番に優先されますかという大きなご質問させていただきたいと思います。

また一方で、あの時点でも2地区からの要望書またこの議会で吉野地区からのこの庁舎に係わる要望書が出ております。この町民さんの動きというのは、やはり要望書を出されてない地区の方も、これは想像ですけども吉野町役場が近くにあればいい、近くに来ていただきたいというふうな思いがあられるん

じゃないかな。その中の理由にやっぱり1番の大きな中に「にぎわいの拠点」住民票を出すとか、そういうものだけではないと思います。庁舎はやはりシンボルであり、町民さんの思い、考え、いろんなものが複合的にあらわれるものだと思います。

庁舎自身は、イベントの数週間、数時間使う本部席だけではなくて、今後20年30年、今この本議会の中にいらっしゃる方がひょっとすれば誰もいなくなっても、その庁舎が使われていく可能性があるという未来のある、夢のある、大きな仕事だと僕自身は解釈しています。

ですからやはり、広く会議を起こして万機公論に決めていくことが大切じゃないかなというところ辺で、重ねて質問させていただきます。

この間の臨時議会で、政策戦略課の中で2校の跡地利用のお話がありました。

この要望書の中にも、2校の跡地がもう前提とされて要望が出されております。で、そのことも含めまして、やはり勘案しないといけない話だと解釈しております。個人の中でずっと考えておりまして、優先的にどの順番で進めていけば話がスムーズにいくんだろうという中で、臨時議会の中で2校の地域の懇談会の結果と、業者に対する説明もしくはプロポーザル……、なんて表現していいのかわからないですが、活性化さすために企業にご相談かけられたというところ辺で、11社こちらから示して、残りの6社が公募されてこられたっていうふうなところ辺で、業者の名前も規模感もわからない状態でのお話でしたが、先ほどどの方の質問だったかわかりませんが、吉野町はほかよりも多く公共の施設を抱えているっていうお話がありました。

2校の跡地利、これも間をあけず早くしないといけないことはよく理解できるんですが、何分来年の4月から、吉野中学校は小中一貫校になりまして、今先ほどの話では、幼稚園も併設していく未来を考えておられるというお話でした。空く建物は、今すぐもちろん、1日1年、2年は空けずに早く跡地利用をすることが大切かと思われるんですが、今すぐ急いでしないといけないのは活きたやはり庁舎が先じゃないかなあと考えております。庁舎を、まずその2校のどちらかにするのかしないのか。もし、その中の1校を選ぶのでしたら、もう1校は、この間臨時でしていただきました案件の1校はもう続きはしなくて

よくなっていくお話になっていくかと思います。

やはり庁舎は、「両方とも違うんだ」と「2校を使わないんだ」この間町長の答弁の中から2校以外の話が出ましたからそれも含めてご検討させてもらいましたら、「そうじゃない」と言うんでしたら2校ともやはり民間の力をかりた活性化をしていく必要があるんじゃないか。こう整理ができると思うんです。

どこに持っていくか、どこ庁舎を置いていくかっていうところ辺に、やはり前回は質問させてもらったランドデザインこそ命じゃないかなど。

このことを考えることがむしろランドデザインをつくっていることの核になるんじゃないかなというふうに僕自身は考えています。

その中で9月議会から3か月経ちました。跡地利用は、最悪1年延びましても良いものができればいいと思いますが、庁舎はやはり計画を立ててやっけないと、いずれその日がやってきます。

また、町長は議員時代に、僕の記憶が正しければこの席で前町長に庁舎の耐震問題のことから、質問されてた記憶もございます。っていうことは今現在、始まった話ではなく、もう数年も前からいろんな方々が知恵を絞って少しずつ進めていく必要があった話だと思われまして、現実にそのことは進んでいたと検討はされ続けてきたんだろうというふうに解釈しております。

今のこの状況の中で、要望書も含めましてですが、吉野北小学校、吉野小学校の跡地利用の方向性と庁舎の方向性、もう一度町長今自身どういうふうに考えられているのかを、ご答弁いただけましたらありがたいです。よろしく願います。

野木議長

中井町長。

中井町長

下中議員の庁舎の件の移転ということでタイトルになってますんで、その質問にお答えをさせていただきたいと思います。

非常に大きなテーマでございます。

先日、臨時会というか総務文教厚生委員会の中で、この跡地利用のサウンディング調査の概要説明等々をさせていただきました。

この庁舎という概念が少し、若干私が議員時代のときとそしてまた、下中議員の概念なのかもしれないもしくは町民さんの概念なのかというこの辺の庁舎イコール中心地っていうですね、僕自身はその発想そのものを議員時代とところと変えます。それはなぜかという、いわゆる財政事情の問題がまず吉野町の将来に向けての財政事情のことも考慮入れた形を考えていかないといけないということ、そして今大きなデジタル化の中で、行政サービス機能というのが、根本的に変わってくる。今出来てる庁舎というのは、1つ複合的な庁舎も、各自治体でも出来てますけれども、やはりその単体ではなかなか難しいっていうのと、そしていわゆるランニングのコスト、管理運営するコストをどういうふうにしていくかというそういった様々な視点から、庁舎をどうしていくかということをやはり、考えているところが多くなってきているように思っています。

実際に、先日の市町村サミット、県知事を含めてですけれども各首長さんたちが出られたところでも、いわゆるこの先ほどの一般質問にもありましたファシリティーマネージメントもここが1番重要になってくると。その中で1つ、行政サービス機能というのがどういうふうになってくるか、これもいわゆる今現在、町民さんの行政サービス窓口対応、これがどういう形でいわゆるこれだけ面積が変わらない地域にとって、いわゆる窓口業務というのがどれぐらいの割合であって、それはできるだけ近いとこにあったほうがいいわけですね。

極端にいくと、いわゆるここに上市に来てもらうよりも、違うところであってそこから、データがつながって出せるっていう状態、もしくは将来的にいくと、もう家からそういう申請が出せるとかそういったことも総合的に含めながら、庁舎機能をどうするかっていう、概念に持っていきたいなというふうに思っています。

その流れの中で、1つは、今、小中2校の小学校跡地、2校あります。

これ時系列からいきますと、この2校というのはにぎわい拠点とか民間活力も含めると、町のランドデザインを大きく描いていくときにも大きく影響する。これ、なくして、いわゆる次のことは考えにくいっていうのが私の考えです。ですから、今、今年度中にサウンディング調査っていうのは、これはあくまでプロポーザルっていう事案です。向こうがいわゆる吉野町という魅力資

源があって、いわゆるこれを出すことによって直結するとは全く関係ないんですね。ですから、そういう人たちがいわゆる企業たちが吉野の資源とか魅力を持って、いわゆる、こういう使い方どうでしょう、民間活力としては、可能性ありますねとか、そういうのをいわゆるサウンディング調査しているわけです。

で、答えが、いわゆる先月の総務文教厚生委員会で示させていただいたように吉野小学校は75%、民間活用の可能性がある。吉野北小学校に関しては、若干、35%落ちてくると。それと同時に地域懇談会も若い世代の方々も含めて多種多様な方々の意見を参考に聞かしていただくと、当然2校の小学校跡地利用ですけど、今やっている活動が今後、どういうふうに展開していきたいとか課題も含めて、参考的に聞かしていただくと、それイコールにぎわい拠点につながるとかそういう意味合いの中で、参考的に意見を聞かせていただきます。

ですから、このいわゆる2校のサウンディング調査も含めながら、いわゆるどちらが、そしたらその先のファシリティーマネージメントの概念からいわゆる民間活力を使えるか、そういったことも総合的に考えながら、今年度中にどちらのほう、民間活力としてっていう方針を出していきたいな思っています。

そうなってくると、いわゆる複合的になるのか、もしくは別のところをどういうふうに考えていくとかある程度1つ進むわけですね。

そうすると、いわゆるさっきの庁舎がどことかいうよりかは、行政サービスをリニューアルできる形でどういうふうに持っていけるかっていう形の次の展開になってくると思うんですね。そうすることにイコール、最終的にはやっぱりデジタル化も行政サービスの向上であったり質の向上をしないと意味がないわけですから、そことセットになってやっていきたいなど。

で、元来庁舎機能で、今日も地震もありました。これから大規模災害、洪水も含めてですけども、どういうことが起きるかわからない、そんなときに今回でも、また防災行政無線のデジタル化という形で、隣に中央公民館あります。

で、それはやはり庁舎が行くまでの間はそういったところでしっかりと安全を担保できるという形をとりながら、そういうタイムテーブルを進めていきたいなというふうに考えてます。

野木議長

下中議員。

下中議員

ありがとうございます。

今、また中央公民館の話が出ましたので、重ねて聞かせていただきます。

中央公民館は、予算をつけまして耐震強度また電気系統のバックアップがとれる設備まで、有事の際に対応ができるところまでなってきたと、先ほど町長の答弁の中に、役場に対する思い、形、希望、期待っていうものが、年代によって違うんだよってという話で、そうだと思います。どれだけ立派なものを建てるかっていう時代から、そうでなくなった時代がやはり来ていますし、だからといいまして、納戸や倉庫を庁舎には出来ません。

やはり、町の顔であるっていう、両方とも勘案した考えが必要だということら辺で、財政面も含めて検討されてるんだと思うんですが、役場自身、先ほどの公共設備がたくさん持っているという中で、2校の校舎を活性化するというのは、その2校にとどまらず、公共の施設を活性化させるためには、全て検討できるものはしたらいいんじゃないかなとこうまず思います。

小さな集会場もこの間されましたヒアリングですか、そのヒアリングの中の企業が、もし仮に小さな企業がいましたら、小さなキャパのところでも合うわけですし、いや吉野町が管理しないといけない公共施設は、同じ方法でどんどん民間の力を借りて活性化できることを模索する人が必要だと思うんです。

中央公民館の今のお話の中で、一旦借りること、使うことができるよう、次、庁舎を新しく考える。ここもそうです。県の払下げであろうと、機能が充実してるからそれでいいという方もいらっしゃいますし、いや、やはり吉野町の庁舎はこれから考えるんだ。基幹産業の材木を使って、新しく誰もが訪れたいような建物を建ててほしい、これもまたニーズの1つだと思います。

最終的にいろんな意見が出た中で、やはりボールを投げさせていただくのは、町長以下理事者側のほうから、こういう形で進むという具体的な案がどうしてもないと議会議員も賛成・反対も出来ませんし、町民さんもいつまでもこの要望書を出して、うちの町へ来てください。近くに来てくださいというような水掛け論が進むと思います。前回も同じような質問をさせていただきましたが、今後、

この計画はどのような形でどのようなところ辺のタイミング、またこの3か月で少し変わったと思いますが、どのような形で進めていくかというところ辺、今後の未来のお話も含めて、ご答弁いただけますか。

野木議長 町長。

中井町長 これは、吉野町のいわゆるこれから、にぎわいの拠点をつくれるか、非常に大きな問題になってきます。

ですから先ほど私が方向性を出すと言ったのは、2校の跡地利用の方向性を出す、それがまず最初に出てきます。今年度中に出す。行政側からしっかり理事者側から出す提案をさせていただきます。

で、それが出た段階の中で、いわゆる次の段階に入るといいますので、今、ちょっと公民館の話をしましたのは、実はその防災行政無線のデジタル化、これはやっぱり、ここが今庁舎ですから、これいかなるときにもやっぱりその体制をとっていかないといけないということで、そういう話をさせていただいて、そちらのほうに機能を持っていくとかですね、庁舎を持って行くとか、それとは違いますんで、そこだけご理解いただいて、で、先ほど最初に言いましたように2校の跡地利用の方向性を今年度に決める、それがいわゆる1つの段階になってこようかなと思います。そうやることによって、確かに、要望書出てます。1つのほうは跡地をもういち早く開けず空けずに使ってくれよという形の要望である。で、1つは跡地利用を早くということと庁舎機能という形ですんで、いわゆる庁舎機能と、いわゆる我々が責任があるわけですから、1つの決断をして、やはり町が活性化できるようにそして財政がひっ迫してしまったり何もならないわけですから、その責任もありますんで、しっかりとそこを精査するために、先に2校の方向性を示すという形で、次の庁舎機能をどうしていくかっていうスケジュールで進めていきたいと考えてます。

野木議長 下中議員。

下中議員

よくわかりました。今、町長のお話の中ではまず跡地利用をどうにかすると、僕が今お話させてもらったのは、先に庁舎の場所を決めないと跡地利用を使う場合は一方はもう庁舎で使うんでしょ、無駄な時間とお金にならないですかというお話なんです。その2校の中で、どちらも片一方が7割か一方が3割っていうその民間のお声でしたが、どちらがゼロではないですから7対3の中で、民間、特に早くしろというようなことを言われましたら、全体の3割しかないところから一方は選ばんといかんことが起こってきますし、全てその両方とも先に民間の活力をかりて地域の活性化をするというゴールそのとおりになるんでしたら、それが先でも僕は結構かと思うんですが、どちらかを庁舎の移転というふうにこの要望書のような意味合いが1つでも考えるんでしたら、これは、先に庁舎をどちらにするもしくは庁舎を使うんだというところ辺を決断しないと、結果的に無駄な時間とお金を使ってしまうことになるんじゃないかなというのが1つ考えるところだと思いますので、今のお話いただきましたが、ぜひその辺も勘案して考えていただくことが、町民さんのご理解も早まるんじゃないかなと思いますので、検討も含めてよろしくお願いします。以上でございます。

野木議長

一般質問を終わります。

本日の議事日程はすべて終了いたしました。

6日から、常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。

各委員会の日程を申し上げます。

12月4日 休会

12月5日 休会

12月6日 午前10時 総務文教厚生委員会

12月7日 午前10時 産業建設委員会

12月8日 午前10時 予算決算特別委員会

12月9日 予備日

12月10日 午後3時 本会議（第2日目）

を開会いたします。

6日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。

本日はこれもちまして散会することにいたしますご協力ありがとうございました。

(午後 3時22分 散会)

令和3年第4回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和3年12月10日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 12月10日 午後3時00分開会
4. 応招議員
1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町 長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 森本弥寿則 協働推進担当参事 北谷隆範
総務課長 戸毛祥博 政策戦略課長 小西修司
協働のまち推進課長 山本剛 町民税務課長 藤本和彦
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 森脇登志男
農林振興課長 中尾勇 産業観光課長 辻中哲也
教育次長 上林勝則 生涯学習課長 紙森智章
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
主 査 中出敬子 主 任 山本智康
10. 議事日程
日程1 委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会）
日程2 議第40号 吉野町立学校給食費の管理に関する条例を制定することについて

- 日程 3 議第 41 号 吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて
- 日程 4 議第 42 号 吉野町立学校設置条例の一部を改正することについて
- 日程 5 議第 43 号 吉野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程 6 議第 44 号 吉野町学童保育に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 7 議第 45 号 吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程 8 議第 46 号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程 9 議第 47 号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体の数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 日程 10 議第 48 号 令和 3 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 8 号について
- 日程 11 議第 49 号 令和 3 年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
- 日程 12 議第 50 号 令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について
- 日程 13 議第 51 号 令和 3 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 3 号について
- 日程 14 要望等
- 追 加 議 案 等
- 日程 15 発議第 3 号 吉野町議会会議規則の一部を改正することについて
- 追加 決議第 1 号 子育て世帯への臨時特別給付金を現金で早期給付を求める決議について
- 日程 1 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について
- 日程 16 議員派遣について
- 日程 17

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 12月3日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。

まず、総務文教厚生委員会 西澤巧平委員長にお願いいたします。

西澤議員

総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、12月6日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、議第40号「吉野町立学校給食費の管理に関する条例を制定することについて」は、令和2年7月に文部科学省から地方公共団体における給食費の公会計化の推進についての通知があり、本町においても令和4年度から公会計を導入するため、給食費の徴収、納付等について児童・生徒・保護者の権利義務に関する事項等につき、必要な事項を定めるための条例制定であることの説明を受け、異議なく本条例制定案を承認することと致しました。

次に、議第41号「吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて」は、子ども子育て支援法の規定に基づき、延長保育事業の追加規定、並びに保育料の徴収金額を事業ごとに規定するための改正であることの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することと致しました。

次に、議第42号「吉野町立学校設置条例の一部を改正することについて」は、現在の吉野小学校と吉野北小学校を統合して、名称を吉野町立吉野小学校として位置を令和4年4月に開校する小中一貫型教育校の位置である吉野町大字河原屋200番地とするための改正であることの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することと致しました。

次に、議第43号「吉野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」は、国の政令にあわせた必要事項の改正であることの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することと致しました。

次に、議第 44 号「吉野町学童保育に関する条例の一部を改正することについて」は、現在の吉野学童保育所と吉野北学童保育所を統合し、小中一貫型教育校に併設した新たな学童保育所を開設するため、名称を「吉野さくら学童クラブ」、位置を「吉野町大字河原屋 200 番地」、定員を「70 名」と規定するための改正であることの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することと致しました。

次に、議第 45 号「吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」は、厚生労働省令の改正に合わせ、特定地域型保育事業に係る連携施設の確保に関する特例の規定を追加するなどの改正であることの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することと致しました。

次に、議第 46 号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令に伴い、出産育児一時金の内訳の改正であることの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することと致しました。

次に、吉野地区区長会 会長 坂井佐久次氏ほか 6 名の方から提出されております「吉野小学校閉校後の学校跡地の利活用について」の要望書については、吉野町小学校跡地利活用検討事業を進める中で、今年度中に庁舎移転についてのプロセスを明確にして示すため準備を整えていきたいと、町長より説明を受け、継続して審議することと致しました。

また、付託議案以外に町当局から報告並びに説明があった事項については、総務課所管の「防災行政無線整備事業について」は、吉野町移動系防災行政無線デジタル化整備事業に伴う委託業者選定の経緯及び現在進められている実施設計に基づく今後の整備計画の概要について報告を受けました。

次に、「令和 4 年 4 月 1 日以降のスマイルバスの運行について」は、今年 7 月から実施しているデマンドバスの実証試験運行の状況について報告・説明があり、来年 4 月以降の定時定路線及び予約型の新しい運行システムについての概要

説明がありました。

以上が本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出を致しまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いての委員長報告の準備をさせますので、自席にて待機願います。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

続いて産業建設委員会 下中一平委員長にお願いします。

下中議員

産業建設委員会の委員長報告を行います。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等の審査、並びに結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本委員会は、12月7日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

先ず、議第47号「奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体の数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」は、奈良広域水質検査センター組合を構成する市町村の中で、川西町、三宅町、田原本町が「磯城郡水道企業団」を設立したことに伴う構成団体の減少及び組合規約の変更であるとの説明を受け、異議無く本規約変更案を承認することといたしました。

また、付託議案以外に町当局から報告並びに説明があった事項についてですが、暮らし環境整備課所管の「令和3年度吉野町水道事業特別会計(上半期)決算について」は、営業収益は6,318万7,259円、営業費用は1億5,126万9,484円であり、業務量は、給水人口6,452人、給水戸数4,591戸、有収率84%であり、昨年度の同時期とほぼ同様であるとの報告を受けました。

次に、町民税務課所管の「河原屋町営住宅移転事業の進捗状況について」

は、令和元年度から進めている本事業により、現在5戸が残っている状況であり今後も継続して入居者と移転交渉を進めていくとの説明を受けました。本委員会としては、当該町営住宅の敷地は借地であることから、入居者移転後の用地について、地権者の意向も考慮し今後検討するよう求めました。

次に産業観光課マスターズ準備室所管の「ワールドマスターズゲームズ2021 関西」について、大会組織委員会が示す国際大会としての「開催条件」、日本への入国規制緩和の状況等の「開催判断基準」により、来年5月に開催予定であった本大会が概ね5年後に延期される（案）が示されていること、また、大会延期に伴い9月の本委員会で説明のあった大会準備関連の補正予算計上は行わないことの報告並びに説明を受けました。

本委員会としては、本大会後のカヌー競技場の利活用についての検討を前倒しし、大会が延期されたことによる施設の維持管理経費とその財源についても十分に精査し検討していくよう求めました。

以上が本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会所管事項について、継続して審査できるよう申し出いたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いての委員長報告の準備をさせますので、自席にて待機願います。

（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施）

続きまして予算決算特別委員会 山本義史委員長にお願いします。

山本議員

予算決算特別委員会委員長報告をいたします。

本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査、並びに結果等につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、12月8日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、議第48号「令和3年度吉野町一般会計補正予算（案）第8号について」

は、補正規模は、1億626万8,000円の増額で、予算総額を68億9,987万4,000円とし、地方債の補正は、上水道安全対策を目的とする地方債2,400万円及び緊急自然災害防止対策を目的とする地方債260万円を追加するものであり、歳入の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種対策関連として6,804万円及び児童手当制度改正に伴う電算システム改修補助金として189万円の国庫支出金、また柳地内の治山事業の財源としての県補助金125万円、地元分担金50万円、当該治山事業費財源を含む緊急自然災害防止対策事業債260万円、また峰寺地区排水管布設替工事に伴う水道事業特別会計への繰出金の財源としての一般会計出資債2,400万円及び本補正予算(案)の歳出予算に紐づく歳入予算としての繰越金798万8,000円の歳入予算、計1億626万8,000円の増額であり、歳出の補正は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種要する費用6,804万円、並びに柳地内の治山事業の測量設計・工事請負費300万円、町道修繕対策事業5カ所分としての町道管理事業200万円、峰寺地区排水管布設替工事に伴う水道事業特別会計への繰出金2,400万円及び配水管布設替工事に伴い、峰寺地内の消火栓工事を水道事業で実施するための工事負担金135万円、児童手当制度改正に伴うシステム改修費とする189万円、10月1日付け新規採用職員や人事異動等に伴う職員給与費及び下水道事業特別会計への繰出しであるとの説明を受け、本委員会は本補正予算(案)を異議無く承認することと致しました。

次に、議第49号「令和3年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算(案)第1号について」は、保険料負担抑制のための県繰入金活用としての4,050万8,000円の歳入歳出予算の補正であるとの説明を受け、本委員会は本補正予算(案)を異議無く承認することと致しました。

次に、議第50号「令和3年度吉野町下水道事業特別会計補正予算(案)第1号について」は、10月1日付け新規採用職員及び人事異動等に伴う職員給与費としての92万円の歳入歳出予算の補正であるとの説明を受け、本委員会は本補正予算(案)を異議無く承認することと致しました。

次に、議第51号「令和3年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第3号について」は、資本的収入において、峰寺地区排水管布設替工事に伴う水道事業特別会計への繰出金として、一般会計からの出資金2,400万円の増額及び出資金

増設に伴う企業債 2,400 万円の減額、並びに配水管布設替工事に伴い峰寺地内の消火栓工事を水道事業で実施するための工事負担金 135 万円の増額、10 月 1 日付け新規採用職員及び人事異動等に伴う職員給与費として、収益的支出で 45 万円、資本的支出で 30 万円の増額補正であるとの説明を受け、本委員会は本補正予算（案）を異議無く承認することと致しました。

以上、本委員会に付託されました、議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

野木議長

続いての準備をさせますので、自席にて待機願います。

（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施）

上程議案の採決に入ります。

日程 2 議第 40 号「吉野町立給食費の管理に関する条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 3 議第 41 号「吉野町立認定こども園条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 4 議第 42 号「吉野町立学校設置条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 5 議第 43 号「吉野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について、意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 6 議第 44 号「吉野町学童保育に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 7 議第 45 号「吉野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 8 議第 46 号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程9 議第47号「奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体の数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は可決することに決しました。

日程10 議第48号「令和3年度吉野町一般会計補正予算(案)第8号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程11 議第49号「令和3年度吉野町国民健康保険特別会計補正予算(案)第1号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 12 議第 50 号「令和 3 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 13 議第 51 号「令和 3 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 3 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 14 要望等について

総務文教厚生委員会に付託いたしました吉野地区区長会 区長会長 橋屋自治会 坂井佐久次氏他 6 名により提出されております「吉野小学校閉校後の学校

跡地の利活用について」の要望は、先ほど総務文教厚生委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本要望は委員長から申し出のとおり継続審査とすることに決しました。

追加議案が提出されております。

日程 15 発議第 3 号「吉野町議会会議規則の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

本案は吉野町会議規則第 14 条第 3 項に基づく委員会提出です。

議会運営委員会 中西委員長の説明を求めます。

中西議員

議会運営委員会委員長の中西でございます。

ただ今、提案いただきました発議第 3 号「吉野町議会会議規則の一部を改正すること」につきまして、委員会を代表してご説明申し上げます。

今回の改正は、男女共同参画を考慮した議会活動の促進をはじめとする社会情勢の変化も踏まえた議会運営のため提出するものでございます。

改正内容につきましては、1 点目、議員活動と家庭生活との両立支援策を初め、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、第 2 条「欠席の届出」第 1 項で出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、第 2 項で出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものです。

次に 2 点目、第 89 条「請願書の記載事項等について」の改正です。

行政手続きにおいて原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、吉野

町議会においても請願者の利便性の向上を図るため、請願手続きについては、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

なお、あわせて議場への携帯品の持ち込みの取り扱いに関する規定を実情に合わせて見直すなど、第103条、第107条は、時代背景を考慮し、会議の実情に応じた所要の整備を行うものであります。

本規則の改正は、公布の日から施行するものです。

本案については、議会運営委員会において協議した結果、改正することについての全議員の意見が一致しましたので、ここに提案するものです。

以上、説明とさせていただきます。

野木議長

本案は、ただいまの議会運営委員会中西委員長の議案説明にもございましたとおり全議員の提出意見が一致しておりますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって発議第3号について、直ちに採決することに決しました。

おはかりします。

本案を、原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

西澤議員

議長。

野木議長

西澤議員。

西澤議員

動議がございます。皆さんに議決いただきたいと思っております。

子育て世帯への臨時給付金、話題になっております10万円の事でございます。

が……。

野木議長

ただいま、西澤議員よりの申し出の件につきまして、内容を確認いたしますので暫時休憩願います。西澤議員、お願いいたします。

(午後 3時33分 休憩)

(午後 3時40分 再開)

野木議長

再開いたします。

ただいま、西澤議員他1名より「子育て世帯への臨時特別給付金を現金で早期給付を求める決議」が提出をされました。

この議案は、吉野町会議規則第14条「議案の提出要件」を満たしておりますので、成立いたしました。

議案の配布をお願いします。

(議 案 配 布)

おはかりします。

ただいま、西澤議員から提出されました決議第1号について、これを日程に追加し、追加日程1として議題にいたしたいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

追加日程1 決議第1号「子育て世帯への臨時特別給付金を現金で早期給付を求める決議」を議案として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

提出議員の説明を求めます。

西澤議員。

西澤議員

この国会12月24日に、国会で決定されますと18歳以下の人に支給される現金5万円とクーポン券5万円のようですが、国会でも今問題になりマスコミでも

大変話題になっている手間と経費がクーポン券を発行することにかかるということで、当然吉野町でもクーポン券を印刷して配らなければならないということで、受け取る側にしてもクーポン券を望んでいるのかという点にちょっと疑問がありまして、安易に18歳以下10万円とかいうて、安易に決定していき配布する段階になったら、細かい制限をかけてくるというのもあんまり受け取る側にとっても、末端の役所の人間にとっても大変迷惑な話やなと僕は思うんですけど、敏速な対応ができるように、そしてまた事務費が別にかからないという点やクーポン券でしたら町内に対象となる商店が少ないということも考えられますので、国との調整をまた行って、クーポンの支給を止めて、現金10万円を速やかに支給できるようにしていただきたいと思います。

野木議長

賛成議員の意見を求めます。

中西議員。

中西議員

賛成意見を申し上げたいと思います。

内容については、この議案書のとおりでございまして今提出議員からも説明がございましたけども、現金5万円のクーポン5万円ということで、子育て関係のクーポンの件なんですけどもどうしても子育てグッズであるとか、例えば入学時、進級時とかにクーポンで吉野町のお店を活性化したいと、しようとするようなことの意図は良く解るんですけども、悲しいことに非常に買える店が少ないということから、やはり現金のほうがこれは得策ではないかなということでこの意見に賛成をしたいと思います。以上です。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

おはかりします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、決議第1号について委員会の付託を省略することに決しました。

決議第1号「子育て世帯への臨時特別給付金を現金で早期給付を求める決議について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

それぞれの委員長より、会議規則第75条の規定によって所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますがこれに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程17 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

おはかりします。

これをもって本定例会を閉会したいと思います。これに異議ございません

か。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

まず本定例会に上程いたしました議案すべてご承認いただきありがとうございます。

そして本日議員発議という形で「子育て世帯へ臨時特別給付金を現金で早期給付を求める決議」も議会の決議としていただきました。

今、国会で審議されており、現金5万円とクーポン5万円分について様々な担当大臣であったり総理の意見が錯綜しているところもございます。

そのような中で町当局としましても、昨日町村会におきましてこの給付に関するアンケートもいただきました。今、議員の皆さん方からご意見があったとおり、クーポンとして使える商店が非常に少ないところそしてまた事務手続きの手間等々を考慮しながら、現金給付で検討していきたいなという形で返答はさせていただいております。

それとともに、昨日ですけれども県のほうからこの国の制度に対して、県としてネット通販でできる、使用するID交付方式そしてまたクーポン券発行方式、この2つを給付の基本とするということで説明会をされます。

その中で特別な事由により令和4年6月までに給付出来ない場合は、現金給付。そういった3つのパターンを示されております。今、お示しさせていただいており、国、県、それぞれの方向性、方針、そしてまた町としての地域事情を考慮しながら議員の皆さん方からいただいた決議を、意向を踏まえながら、町としての方針。いずれにしましてもスピーディーな形で子育て世代の皆さん方に届く形で進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

そして本定例会におきまして、一般質問、委員会等でもいろいろご質問もいただきました。

今回の委員長報告でもございました「小学校跡地の利活用につきまして」年明けて、早々にでもしっかりと方向性を示していけるような体制に持っていきたいなというふうに考えております。

そしてオミクロン株という形で、ワクチン接種について3回目のブースター接種でございます、こちらのほうも国のほうの方針の中で8か月から6か月とか様々な形で情報が錯綜することもございます。

ただしっかりと国また県と連絡調整をしながら、ワクチン供給の体制をしっかりと確保しながらこの3回目のワクチン接種に備えていきたいなというふうに考えております。

そしてまたデマンド交通に関しましても、来年の4月に向けて新たな交通体系になるということで、委員各位からもご意見もいただきました。

委員各位の意見も参考にさせていただきながら、安心安全の交通体系に持っていけるように準備を進めてまいりたいと思います。

今年の令和3年も残り20日となりました。議員の皆さん方におかれましてはコロナの中、様々な形でご支援いただきそしてまたアドバイスもいただきながら無事に終わることができるかなというふうに思っております。ただ、大きな案件がまだまだ、来年度以降に向けて予算編成も含めてでございますけれども、たくさんございますので、議員各位にも様々な角度からご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。そしてまた議員各位におきましても健康に留意され、議員活動をしていただくことをお願い申し上げます、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

野木議長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。

ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして、令和3年第4回吉野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 3時53分 閉会)